

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
農水02	中小企業等の貸倒引当金の特例等（①農業協同組合等関係）
農水03	中小企業等の貸倒引当金の特例等（②森林組合等関係）
農水04	中小企業等の貸倒引当金の特例等（③漁業協同組合等関係）
農水05	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却

<平成31年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30農水01)

(評価実施府省：農林水産省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 (事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)				
措置の内容	平成28年度時点	-			
	平成29年度税制改正以後	青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者であるものが、その認定事業再編計画に係る実施期間内に、事業再編促進機械等の取得等をして、これをその法人の事業再編促進対象事業の用に供した場合には、その用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度において、その事業再編促進機械等の普通償却限度額の40%（建物及びその附属設備並びに構築物については、45%）相当額の割増償却ができる。			
	平成30年度税制改正以後	従前どおり			
政策目的	農業競争力強化支援法に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。				
評価対象税目	義務対象		努力義務対象		
	法人税	法人住民税	法人事業税		
関係条項	措法第46条の2、第68条の33				
要望内容	措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。				
創設年度	H29	過去の政策評価の実績	H28農水（認定事業再編事業者を対象とする割増償却の特例）	区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）						
	適用件数 (法人税・件)			(参考)	減収額 (法人税・百万円)			(参考)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考)	目標 「設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることし、平成35年度までに資材を2.5%低減（平成32年度までに資材費を0.5%低減）させる」						
				適用実態調査における適用件数の上位10社割合（法人税・%）				適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額（地方法人二税・地方法人特別税・百万円）											
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度		
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	1	-	-	-	▲0.0	-	-	-	▲0.0	-	-	-	-	-	0.0%	0.0%	-	-
H30	17	-	-	-	▲97.5	-	-	-	▲66.3	-	-	-	-	-	不明	-	-	-	-
H31	51	-	-	-	▲544.3	-	-	-	▲337.5	-	-	-	-	▲0.2%	▲0.2%	-	-	-	-
H32	85	-	-	-	▲991.1	-	-	-	▲614.8	-	-	-	-	▲0.5%	▲0.3%	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35～ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	▲2.5%	-	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（平成29年度の法人税）について、「事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告」と説明され4万円とされているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、評価書等に記載。 ② 過去の減収額について、農業競争力強化支援法に基づく計画認定事業者からの実績報告であり170千円（適用額）×23.4%（法人税額）である。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 ② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）について、評価書等に記載。 ② 将来の減収額について、対象設備及び取得額は、本特例措置の活用を検討している事業者からの事前相談やヒアリング等による聞き取りの結果であり、償却方法は定額法、償却率は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8」によるものである。「適用額」については、「取得価額」を記載していたため、「割増償却に係る所得減収額」に評価書等を修正。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることとし、平成35年度までに資材費を2.5%低減（平成32年度までに資材費を0.5%低減）させる）に対する過去の効果について、「平成29年度において本特例措置の適用を受けた事業者においては、新たな設備の導入により処理能力及び品質の向上が図られ、それにより農業者との長期契約が拡大し、経営の安定に寄与した」と説明されているが、定量的に把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 本措置は平成29年度から始まった措置であり、本措置の効果である資材費の低減については、本措置の適用が広がる平成31年度から低減効果が発揮されると見込んでいる。平成29年度の適用数は1件であるため、資材費の低減効果は出ていないが、平成29年度において本特例措置の適用を受けた事業者の状況を見ると、国産農産物の調達量が27%増加（28年度16,000トン→29年度20,295トン）するとともに、工場稼働率が4%向上（28年度75%→29年度78%）と、経営の安定に本措置は寄与したと考えられるため、その旨評価書に追記。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることとし、平成35年度までに資材費を2.5%低減（平成32年度までに資材費を0.5%低減）させる）に対する将来の効果について、「平成30年度においても、対象となる事業全体で約100億円の設備投資が見込まれているが、これにより事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 本措置は平成29年度から始まった措置であり、措置の効果である資材費の低減については、措置の適用が広がる平成31年度から資材費の低減効果が発揮されると見込んでいることから、平成31年度0.2%、平成32年度0.3%の資材費低減効果及びその算定根拠を評価書に記載。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「平成31年度（単年度）0.2%」「平成32年度（単年度）0.3%」との説明では、達成目標に対する将来の効果（平成30年度）が予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

(5) 将来の減収額

② 将来の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていない。

(回答)

以下に各年度に係る算定根拠の詳細を記載する。

また、「適用額」については、「取得額」を記載していたため、評価書、積算資料を修正する。

(平成30年度減収額)

○建物、建物附属設備、構築物

$225 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.027 \text{ (償却率)} \times 6 \text{ 件} = 36.5 \text{ 百万円}$

$409 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.042 \text{ (償却率)} \times 1 \text{ 件} = 17.2 \text{ 百万円}$

・上記の内訳

耐用年数38年の建物・建物附属設備(工場建屋など6件)

$80 \text{ 百万円} + 70 \text{ 百万円} + 300 \text{ 百万円} + 300 \text{ 百万円} + 300 \text{ 百万円} + 300 \text{ 百万円}$

$= 1,350 \text{ 百万円}$

$1,350 \text{ 百万円} \div 6 \text{ 件} = 225 \text{ 百万円 (1件当たり取得額)}$

耐用年数24年の構築物(配送作業場1件)

409百万円(1件当たり取得額)

○機械装置

$946.3 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.1 \text{ (償却率)} \times 8 \text{ 件} = 757 \text{ 百万円}$

$1,862 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.125 \text{ (償却率)} \times 1 \text{ 件} = 232.8 \text{ 百万円}$

・上記の内訳

耐用年数10年の機械装置(食品製造機械など8件)

$70 \text{ 百万円} + 80 \text{ 百万円} + 3,000 \text{ 百万円} + 3,120 \text{ 百万円} + 100 \text{ 百万円} + 450 \text{ 百万円} + 450 \text{ 百万円}$

$+ 300 \text{ 百万円} = 7,570 \text{ 百万円}$

$7,570 \text{ 百万円} \div 8 \text{ 件} = 946.3 \text{ 百万円 (1件当たり取得額)}$

耐用年数8年の機械装置(農業用資材製造機械1件)

1,862百万円(1件当たり取得額)

(平成31年度減収額)

○建物、建物附属設備、構築物

$2,150.8 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.027 \text{ (償却率)} \times 13 \text{ 件} = 754.9 \text{ 百万円}$

$700 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.033 \text{ (償却率)} \times 1 \text{ 件} = 23.1 \text{ 百万円}$

$1,340 \text{ 百万円 (取得額)} \times 0.042 \text{ (償却率)} \times 2 \text{ 件} = 112.6 \text{ 百万円}$

・上記の内訳

耐用年数 38 年の建物・建物附属設備(工場建屋など 13 件)

2,200 百万円+150 百万円+4,000 百万円+4,160 百万円+6,000 百万円+6,000 百万円+
50 百万円+60 百万円+200 百万円+190 百万円+150 百万円+150 百万円+4,650 百万円=
27,960 百万円

27,960 百万円÷13 件=2,150.8 百万円 (1 件当たり取得額)

耐用年数 31 年の建物・建物附属設備(製品貯蔵施設 1 件)

700 百万円 (1 件当たり取得額)

耐用年数 24 年の構築物(加工処理場など 2 件)

2,200 百万円+480 百万円=2,680 百万円

2,680 百万円÷2 件=1,340 百万円 (1 件当たり取得額)

○機械装置

2,326.1 百万円(取得額)×0.1(償却率)×14 件=3,256.5 百万円

1,112.5 百万円(取得額)×0.125(償却率)×4 件=556.3 百万円

・上記の内訳

耐用年数 10 年の機械装置(調理加工機械など 14 件)

4,300 百万円+4,300 百万円+4,300 百万円+4,300 百万円+4,220 百万円+250 百万円+4,000
百万円+4,000 百万円+900 百万円+90 百万円+210 百万円+1,000 百万円+426 百万円+
270 百万円=32,566 百万円

32,566 百万円÷14 件=2,326.1 百万円 (1 件当たり取得額)

耐用年数 8 年の機械装置(農業用資材製造機械など 4 件)

50 百万円+400 百万円+2,000 百万円+2,000 百万円=4,450 百万円

4,450 百万円÷4 件=1,112.5 百万円 (1 件当たり取得額)

※1 対象設備及び取得額は、当該税制の活用を検討している事業者からの事前相談やヒアリング等による聞き取り。

※2 いずれについても、償却方法は定額法にて試算。

償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 8 による。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 法人税:義(国税2) 法人住民税、法人事業税:義(自動運動)
		② 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充(延長)】 (単独・主管・共管)
4	内容	《現行制度の概要》 農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40%（建物及びその附属設備並びに構築物は45%）を割増償却
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第13条の2 法人税 租税特別措置法第46の2、第68条の33
5	担当部局	農林水産省生産局技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成29年度～平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年度創設
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠。 このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参加の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成29年5

		<p>月19日に可決・成立し、同年8月1日より施行された。</p> <p>本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 「農業競争力強化支援法」(抜粋) (平成29年5月19日法律第35号) 第1条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進すること併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参加を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定) 第2 具体的施策 [4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる 1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 i) 農業改革の加速 ②バリューチェーン全体での付加価値の向上 イ) 生産資材改革の更なる推進 ・農業競争力強化支援法に基づき、農業生産資材の価格引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を目指し、生産資材業界の再編等を進める。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2018」 (平成30年6月15日閣議決定) 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5 重要課題への取組 (4)分野別の対応 ① 農林水産新時代の構築 ・農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく。</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	

		<p>2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給等の実現を図るための施策の一環として設備投資や事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する。 設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることとし、平成35年度までに資材費を2.5%低減（平成32年度までに資材費を0.5%低減）させる。</p> <p>（目標の算定根拠） 平成28年度米における10a当たりの資材費 18,719円 （農業経営統計調査 平成28年度米生産費の肥料費 9,313円＋農業薬剤費 7,464円＋その他諸材料費 1,942円＝18,719円）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》（測定指標） 設備投資や事業再編による経営の合理化に伴う資材価格への反映として米10a当たりの資材費</p> <p>（達成目標実現による寄与） 農業資材にかかる経営の合理化が図られることにより、生産量の増加、収益力の向上、製造コストの低減等へとつながり、それが資材価格へと反映され、資材費の低減が期待される。また、これにより、農業者のコスト負担が減少するため、経営の安定に寄与する</p> <p>なお、農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日であり、同法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではない。</p>
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>《本措置を利用した適用数》（適用数） 平成29年度 1件 ※農業競争力強化支援法が施行（平成29年8月）されてから平成30年3月31日（8ヶ月間）までに適用を受けた件数。</p> <p>《今後の適用見込み》 平成30年度 17件 平成31年度 51件 平成32年度 85件</p>

		<p>※農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。</p> <p>※別添1参照</p> <p>平成29年度実績は当該特例の措置直後となる農業競争力強化支援法が施行されてから8ヶ月間の実績であるが、その後もほぼ月に1件のペースで認定が行われているため、本実績の値を以て、適用数が僅少とは言えない。</p>
	② 適用額	<p>《適用額》 平成29年度 0.2百万円 ※農業競争力強化支援法が施行（平成29年8月）されてから平成30年3月31日（8ヶ月間）までに適用を受けた額。</p> <p>《今後の見込み》 平成30年度 420.1百万円 平成31年度 2,346百万円 平成32年度 4,271.9百万円 ※農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。 ※別添1参照</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者を対象としており、特定の者に偏った利用とはなっていないと考えられる。</p>
	③ 減収額	<p>《減収額》 平成29年度 7.1万円 ※農業競争力強化支援法が施行（平成29年8月）されてから平成30年3月31日（8ヶ月間）までに適用を受けたものの減収額。</p> <p>《今後の見込み》 平成30年度 163.8百万円 平成31年度 881.8百万円 平成32年度 1,605.9百万円 ※農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの活用見込み等をもとに推計。 ※別添1参照</p>
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 農業競争力強化支援法の施行は平成29年8月1日であるが、平成29年度には5件の事業再編計画の認定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところであり、事</p>

	<p>業者の経営体質の強化に効果を上げている。 なお、各年産にかかる米の資材費(生産費)は例年10月頃明らかとなる予定。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 農業競争力強化支援法の施行が平成29年8月1日であり、同法の認定計画のうち終了した計画は現時点ではないが、平成29年度において本特例措置の適用を受けた事業者においては、新たな設備の導入により処理能力及び品質の向上が図られ、それにより農業者との長期契約が拡大し、経営の安定に寄与したところ(※1)。平成30年度においても、対象となる事業全体で約100億円の設備投資が見込まれているが、これにより事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる(※2)。</p> <p>※1 当該事業者における国産農産物の調達量が27%増加(28年度16,000トン→29年度20,295トン)するとともに、工場稼働率が4%向上(28年度75%→29年度78%)した。 (出典：計画認定事業者からの実施状況報告)</p> <p>※2 年度ごとの資材費低減見込み 平成31年度(単年度)0.2% 農業経営統計調査の平成28年度米生産費の肥料費 +農業薬剤費+その他諸材料費=18,719円 $18,719円 \times 0.2\% = 37円$ (31年度低減額)</p> <p>平成32年度(単年度)0.3% 農業経営統計調査の平成28年度米生産費の肥料費 +農業薬剤費+その他諸材料費=18,719円 $18,719円 \times 0.3\% = 56円$ (32年度低減額)</p> <p>※ 農業競争力強化支援法により設備投資や業界再編を進め、農業資材の供給体制の合理化を図ることにより、平成35年度までに資材費を2.5%低減(平成25年度資材費18,875円/10a(農業経営統計調査の平成25年度米生産費の肥料費9,500円/10a+農業薬剤費7,555円/10a+その他諸材料費1,820円/10a)→平成28年度資材費18,719円/10a(低減率▲0.8%)。本割合での概ね2倍の低減(▲0.8%\times5/3\times2=▲2.5)を目指す。)させることとしているが、制度運用開始間もない平成31年度及び平成32年度については、各事業者において制度の理解や取組の検討に時間を要するものと考えられることから取組は低調に推移し、年度を経るごとに伸長するものと見込み、それぞれの低減率を0.2%及び0.3%と推計。</p> <p>本特例措置は、農業競争力強化支援法による認定事業再編計画に基づく取組が対象であるため、法施行直後である平成</p>
--	--

	<p>29年度については、各事業者において取組検討に時間を要したことから適用数は大きな数字とはならなかったものの、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから本特例措置を延長し、農業者の努力だけでは解決できない農業資材価格の引き下げ等という構造的な課題に対し支援し、農業競争力の強化を図ることが重要である。</p> <p>仮に本特例措置が延長されない場合、経営環境が厳しい農業生産関連事業者が多い中で、設備投資や事業再編の意欲が減退し、良質で低廉な農業資材の供給等が阻害され、農業の競争力強化に支障をきたすこととなる。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>平成29年度に農業競争力強化支援法の計画申請があったものの約半数で本特例措置が活用されることとなっており、設備投資のための有効な措置として機能している。</p> <p>また、本特例措置の適用件数(減収額)に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p><経済波及効果の試算> 6.3百万円(設備の取得価額)を設備投資額とし、その8割(寄与率)の5百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <p>平成29年度(実績) 減収額 7.1百万円 投資額 5百万円 経済波及効果 9百万円</p> <p>平成30年度(見込み) 減収額 163.8百万円 投資額 8,958百万円 経済波及効果 16,416百万円</p> <p>平成31年度(見込み) 減収額 881.8百万円 投資額 63,643百万円 経済波及効果 118,976百万円</p> <p>平成32年度(見込み) 減収額 1,605.9百万円 投資額 118,328百万円 経済波及効果 221,536百万円</p> <p>※経済波及効果の算出には、「平成23年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(100部門)を使用。 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。 ※寄与度について、本特例措置の適用を受けた事業者及び活用を計画している認定事業者に聞き取りを行ったところ、税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果として約8割の企業で投資判断を後押ししたとの回答があったため、寄与率を8割と仮定して効果を算出した。</p>
--	--

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給等を実現できるようにしていくために、今後も事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちで、今後大幅に売上を拡大できる見込みがないといった事情から、設備投資に踏み切れず設備の老朽化が進み、結果として事業再編が進まない状況にある。</p> <p>こうした業界の事業再編を進めていく上では、特に資金面での対応が重要であることから、設備投資の際のキャッシュフローの改善に寄与する本措置のような税制措置が政策手段として妥当である。</p> <p>また、農業関連事業には、多くの生産資材や農産品目があるが、これらに関連する各事業者の資金状況や受給の状況などにより設備投資は左右される。このため、対象者、対象設備が限定される補助金や財投融資ではなく、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業者への良質で低廉な農業資材の供給等に繋がる農業生産関連事業者の事業再編を支援することは、農業の競争力の強化に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献するため。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 29 年 2 月

○減税見込額積算資料

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用実績

農業競争力強化支援法の施行が平成 29 年 8 月 1 日のため、28 年度までは実績なし。
平成 29 年度について、

- ① 対象者数：94,009（事業再編対象事業者数）
- ② 適用件数：1（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③ 減収額：7.1 万円（法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。）

○法人住民税

4 万円（法人税減収額）×12.9%（税率）＝5 千円

○法人事業税

0.2 百万円（割増償却による所得減収額）×3.8%（税率）＝0.0076 百万円（所得割減収額）
0.0076 百万円×219.9%（地方法人特別税率）＝0.0167 百万円（地方法人特別税減収額）
0.2 百万円×0.61%（付加価値割税率）＝0.0012 百万円（付加価値割減収額）
合計 0.026 百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(2) 適用見込み

(平成 30 年度推計)

- ① 対象者数：94,009（事業再編対象事業者数）
- ② 適用件数：30 年度新規分 16（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）
29 年度からの継続分 1（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）
- ③ 減収額：163.8 百万円

a 30 年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物
225 百万円（取得額）×0.027（償却率）×6 件＝36.5 百万円
409 百万円（取得額）×0.042（償却率）×1 件＝17.2 百万円
合計＝53.7 百万円

機械装置

946.3 百万円（取得額）×0.1（償却率）×8 件＝757 百万円
1,862 百万円（取得額）×0.125（償却率）×1 件＝232.8 百万円
合計＝989.8 百万円

b 減収額

30 年度新規分

53.7 百万円（普通償却額）×45%（割増償却率）×23.2%＝5.6 百万円…A
989.8 百万円（普通償却額）×40%（割増償却率）×23.2%＝91.9 百万円…B
29 年度からの継続分＝4 万円…C

A+B+C=97.5 百万円 (法人税減収額)

○法人住民税

97.5 百万円 (法人税減収額) ×12.9% (税率) =12.6 百万円

○法人事業税

420.1 百万円 (割増償却による所得減収額) ×3.8% (税率) =16 百万円 (所得割減収額)
 16 百万円×219.9% (地方法人特別税税率) =35.1 百万円 (地方法人特別税減収額)
 420.1 百万円×0.61% (付加価値割税率) =2.6 百万円 (付加価値割減収額)
 合計 53.7 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度及び平成 30 年度の合計

(平成 31 年度推計)

- ① 対象者数：94,009 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：31 年度新規分 34 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
 30 年度からの継続分 16 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
 29 年度からの継続分 1 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③ 減収額：881.8 百万円

a 31 年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

2,150.8 百万円 (取得額) ×0.027 (償却率) ×13 件=754.9 百万円
 700 百万円 (取得額) ×0.033 (償却率) ×1 件=23.1 百万円
 1,340 百万円 (取得額) ×0.042 (償却率) ×2 件=112.6 百万円
 合計=890.6 百万円

機械装置

2,326.1 百万円 (取得額) ×0.1 (償却率) ×14 件=3,256.5 百万円
 1,112.5 百万円 (取得額) ×0.125 (償却率) ×4 件=556.3 百万円
 合計=3,812.8 百万円

b 減収額

31 年度新規分

890.6 百万円 (普通償却額) ×45% (割増償却率) ×23.2%=93 百万円…D
 3,812.8 百万円 (普通償却額) ×40% (割増償却率) ×23.2%=353.8 百万円…E
 30 年度からの継続分=97.5 百万円…F
 29 年度からの継続分=4 万円…G

D+E+F+G=544.3 百万円 (法人税減収額)

○法人住民税

544.3 百万円 (法人税減収額) ×7% (税率) =38.1 百万円

○法人事業税

2,346 百万円 (割増償却による所得減収額) ×3.8% (税率) =89.1 百万円 (所得割減収額)
 89.1 百万円×219.9% (地方法人特別税税率) =196 百万円 (地方法人特別税減収額)
 2,346 百万円×0.61% (付加価値割税率) =14.3 百万円 (付加価値割減収額)
 合計 299.4 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度から平成 31 年度までの合計

(平成 32 年度推計)

平成 32 年度新規分については、平成 31 年度推計値と同数とした。

- ① 対象者数：94,009 (事業再編対象事業者数)
- ② 適用件数：32 年度新規分 34 (平成 31 年度推計値と同数と見込む)
 31 年度からの継続分 34 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
 30 年度からの継続分 16 (認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等 (導入設備や投資額) による聞き取り結果)
 29 年度からの継続分 1 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③ 減収額：1,605.9 百万円

32 年度新規分=446.8 百万円
 31 年度からの継続分=446.8 百万円
 30 年度からの継続分=97.5 百万円
 29 年度からの継続分=4 万円
 計 =991.1 百万円 (法人税減収額)

○法人住民税

991.1 百万円 (法人税減収額) ×7% (税率) =69.4 百万円

○法人事業税

4,271.9 百万円 (割増償却による所得減収額) ×3.8% (税率) =162.3 百万円 (所得割減収額)
 162.3 百万円×219.9% (地方法人特別税税率) =357 百万円 (地方法人特別税減収額)
 4,271.9 百万円×0.61% (付加価値割税率) =26.1 百万円 (付加価値割減収額)
 合計 545.4 百万円

※割増償却による所得減収額については、平成 29 年度から平成 32 年度までの合計

※償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 8 による。

2. 適用実績及び適用見込み

	29 年度 実績	30 年度 見込み	31 年度 見込み	32 年度 見込み
適用件数 (件)	1	17	51	85
適用額 (百万円)	0.2	420.1	2,346	4,271.9
減収額合計 (百万円)	0.071	163.8	881.8	1,605.9

※平成 32 年度新規分については、平成 31 年度推計と同数とした。

別添2

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
29年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (0)	建築・建設補修 (0)
30年度	生活関連産業用機械 (1,165)	その他の機械 (6,386)	建築・建設補修 (1,407)
31年度	生活関連産業用機械 (10,082)	その他の機械 (27,082)	建築・建設補修 (26,479)
32年度	生活関連産業用機械 (18,999)	その他の機械 (47,778)	建築・建設補修 (51,551)

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例等 (①農業協同組合等関係)		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（農協等の財務基盤を強化する）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（農協等の財務基盤を強化する）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>④ 達成目標（農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>⑦ 新たな達成目標（農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る）を追加する合理的な理由が明らかでない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①～⑦ 農業、農村分野の融資については、自然条件、疫病等の影響を受けやすく、また、地域の営農類型が同種の場合が多い中で、協同組合の地区に限られていることから、貸倒れが年度間で不均衡に発生する。 災害や疫病が発生した場合、発生地域の農協においては、貸倒れが集中的に発生する等のため、財務基盤を高める必要が生じることから、本特例措置が引き続き必要であると考えており、こうした個々の農協の実情を考慮せず、一律に定量的に達成目標を設定することは困難と考えている。 なお、⑦については『農林水産業・地域の活力創造プラン（平成26年6月24日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部）』や『農協・農業委員会に関する改革の推進について（平成26年6月、自由民主党農林水産戦略調査会・農林部会、自由民主党農業委員会・農業生産法人に関する検討PT、自由民主党新農政における農協の役割に関する検討PT、公明党農林水産部会）』において、「単位農協は、農産物の買取販売を段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを旨とする。」とされたことから、前回（平成29年度税制改正要望）から、「農協による農産物の買取販売」についても達成目標としているところ。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「地方農政局及び都道府県等を通じて実施した調査（農協は総合農協、連合会は信連、共済連、経済連等を対象）により「H27」、「H28」及び「H29」の実績を聴取し、集計した結果」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 「H27」、「H28」及び「H29」の実績については、各農業協同組合等から聴取した計数を合算しただけであるが、各農業協同組合等から聴取した計数を一つ一つ足し上げるだけの計算式を示す必要はないと考える。 また、「地方農政局及び都道府県等を通じて実施した調査（農協は総合農協、連合会は信連、共済連、経済連等を対象）により「H27」、「H28」及び「H29」の実績を聴取し、集計した結果」との説明は、調査対象先を明らかにしたものであり、農協と連合会を別にして実績をまとめることを表したのではない。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（農協等の財務基盤を強化する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかわかりかたにされていない。</p> <p>② 達成目標（農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度の「農協系統の農業関連貸付金残高」及び「農協系統の農業向け新規貸付額」）について、それぞれ「農林中央金庫ディスクロージャー誌、農林中金総合研究所公表資料」及び「農林中央金庫調べ」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の</p>

<p>金融機能の維持を図る)に対する過去の効果(平成29年度の「農協系統の農業関連貸付金残高」)について、「平成27年度実績及び平成28年度実績を基に伸び率を推定して算定」と説明されているが、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標(農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る)に対する過去の直接的な効果について、「景気等の経済環境、農業者からの融資ニーズ、金融規制の厳格化など、本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決まるものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難」と説明されているが、過去の効果(「農協系統の農業関連貸付金残高の推移」及び「農協系統の農業向け新規貸付額」)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標(農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る)に対する過去の効果(平成29年度の農協の農産物の買取販売額)が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標(農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る)に対する過去の効果(平成26年度から28年度までの農協の農産物の買取販売額)について、「総合農協統計表」参照と説明されているが、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。</p> <p>⑦ 達成目標(農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る)に対する過去の直接的な効果について、「景気等の経済環境、農業者からの融資ニーズ、金融規制の厳格化など、本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決まるものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難」と説明されており、過去の効果(農協の農産物の買取販売額)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①～⑦ 本措置の適用を受ける農協等において、自己資本の充実が図られ、リスク担保力が強化されることにより一定の融資・買取販売が行われ、その実績が伸びてきたことは、本措置の効果の一端が表れたものと評価している。</p> <p>本特例措置の効果の把握については、系統金融機関の農業関連貸付金残高等、民間組織が保有するデータに依拠しているが、仮に、外部要因等を除くなど、さらなる精緻化を図ろうとする場合には、個々の融資等に関する詳細なデータ等の提出を求めることとなり、これは現実的に困難と考えている。</p> <p>また、自然災害や疫病の発生など、毎年度その要因が変わり得るものであり、そうした要因も含めた上で、統一的な手法によって直接的な効果を把握・比較することは困難と考えている。</p> <p>なお、「農協系統の農業関連貸付金残高の推移」のデータの根拠等については、別紙1のとおり。(推計値を一部修正している。)</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④～⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(農協等の財務基盤を強化する)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標(農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る)に対する将来の効果(農協系統の農業関連貸付金残高)について、「平成27年度実績及び平成28年度実績を基に伸び率を推定して算定」と説明されているが、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標(農協等による農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る)に対する将来の効果(農協系統の農業関連貸付金残高)につい</p>

<p>て、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標(農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る)に対する将来の効果(農協系統の農業向け新規貸付額)が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標(農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①～⑤ 本措置の適用を受ける農協等において、自己資本の充実が図られ、リスク担保力が強化されることにより一定の融資・買取販売が行われ、その実績が伸びていくことにより、本措置の効果の一端が表れるものと評価している。</p> <p>本特例措置の効果の把握については、系統金融機関の農業関連貸付金残高等、民間組織が保有するデータに依拠しているが、仮に、外部要因等を除くなど、さらなる精緻化を図ろうとする場合には、個々の融資等に関する詳細なデータ等の提出を求めることとなり、これは現実的に困難であると考えている。</p> <p>また、自然災害や疫病の発生など、毎年度その要因が変わり得るものであり、そうした要因も含めた上で、統一的な手法によって直接的な効果を把握・比較することは困難と考えている。</p> <p>なお、「農協系統の農業向け新規貸付額」については、経営体の大規模化や6次産業化の進展に伴い、増額傾向で推移しており、この傾向は今後も継続するものと考えている。「農協系統の農業向け新規貸付額」の将来予測については、別紙2のとおり。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

(別紙1)

農協系統の農業関連貸付金残高の推移

(単位:億円)

年度	合計	うち農業関連(割合)
H27	469,405	20,609 (4.4%)
H28	406,333	25,749 (6.3%)
H29(推計)	351,884	32,161 (9.1%)
H30(推計)	304,732	40,169 (13.2%)
H31(推計)	263,898	50,171 (19.0%)
H32(推計)	228,536	62,664 (27.4%)

※1 H27、H28は、農林中央金庫ディスクロージャー誌、農林中金総合研究所公表資料から転記

※2 H29以降の数値は、H27からH28の数値の伸び率(合計:▲13.4%、うち農業関連: +24.9%)を、前年度の実績値又は推計値に乗じて算出。

(別紙2)

農協系統の農業向け新規貸付額

(単位:億円)

年度	農林中金	信連	農協	合計
H27	281	665	1,589	2,535
H28	592	779	2,079	3,450
H29	451	1,026	2,409	3,886
H30(推計)	587	1,095	2,694	4,376
H31(推計)	661	1,233	3,033	4,927
H32(推計)	744	1,388	3,416	5,548

※1 H27～H29の値は、農林中央金庫調べの数値を転記

※2 H30以降の値は、合計値について、直近の新規貸付額(H28⇒H29)の伸び率(+12.6%)を、前年度の実績値又は推計値に乗じて算出。

※3 H30以降の農林中金、信連、農協ごとの内訳額は、※2で算出した合計額を、それぞれの新規融資額の3カ年平均額の割合で按分。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例等(①農業協同組合等関係)
2	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税13) 法人住民税、法人事業税:義(地方税11)
	② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【延長】 【単独】
4	内容	《現行制度の概要》 期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率又は法定繰入率によることができるとされているが、農業協同組合等については、さらに法定繰入率の10%増しとすることができる。
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法第57条の9、第68条の59
5	担当部局	農林水産省経営局協同組織課/金融調整課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年5~8月 分析対象期間:平成27~32年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和41年度創設
		昭和55年度:割増率の引下げ(20%→16%)以後適用期限2年延長
		平成10年度:適用期限3年間延長
		平成12年度:対象法人から中小企業を除外 以後適用期限2年延長
		平成24年度:割増率の引下げ(16%→12%) 適用期限3年延長
平成27年度:適用期限2年延長		
平成29年度:割増率の引下げ(12%→10%) 適用期限2年延長		
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日~平成33年3月31日
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 天候等の影響を受け易く、貸倒れが不均衡に発生する農業融資の特性を踏まえ、農協の財務基盤を高めることにより、貸付や農産物の買取販売の拡大に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能等の維持・強化を図る。
		《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号) (農業の持続的な発展) 第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。 ○ 農林水産業・地域の活力創造プラン

		<p>Ⅲ 政策の展開方向</p> <p>5 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進</p> <p>(1)農協改革</p> <p>単位農協は、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に重点を置いて事業運営を行う必要がある。</p> <p>このため、単位農協が、 ・「農産物の買取販売」を数値目標を定めて段階的に拡大するなど、適切なリスクを取りながらリターンを大きくすることを目指す。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>農協等の財務基盤を強化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図るとともに、農協による農産物の買取販売を通じて農業所得の向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>農協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制措置により、財務基盤を高め、貸付等に係るリスク担保力を強化することにより、意欲ある農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化及び農産物の買取販売の強化が図られている。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>適用数について、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合等の減税額を特定することが困難であることから、農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施することにより把握した。</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>692</td> <td>698</td> <td>669</td> <td>655</td> <td>643</td> <td>625</td> </tr> <tr> <td>(参考)調査回答数</td> <td>716</td> <td>709</td> <td>697</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地方農政局及び都道府県等を通じて実施した調査(農協は総合農協、連合会は信連、共済連、経済連等を対象)により「H27」、「H28」及び「H29」の実績を聴取し、集計した結果。</p> <p>※ 「H30(推計)」、「H31(推計)」、「H32(推計)」については、それぞれの過去3年(例えば、「H30(推計)」については、「H27」、「H28」、「H29(推計)」の3ヶ年)の適用数を基に伸び率を推定して推計。下記の推計においては、便宜的に整数で表示したり、小数点第3位までしか表示していないことから、推計式と推計結果にズレが生じる(「H32(推計)」の推計結果)</p> <p><「H30(推計)」の適用数の推計> $H29 \times (H29 + H28 + H27) \div (H28 + H27 + H26)$ $\rightarrow 669 \times (669 + 698 + 692) \div (698 + 692 + 714)$ $\rightarrow 669 \times 0.979 \approx 655$</p> <p><「H31(推計)」の適用数の推計> $H30(推計) \times (H30(推計) + H29 + H28) \div (H29 + H28 + H27)$ $\rightarrow 655 \times (655 + 669 + 698) \div (669 + 698 + 692)$ $\rightarrow 655 \times 0.982 \approx 643$</p> <p><「H32(推計)」の適用数の推計> $H31(推計) \times (H31(推計) + H30(推計) + H29) \div (H30(推計) + H29 + H28)$ $\rightarrow 643 \times (643 + 655 + 669) \div (655 + 669 + 698)$ $\rightarrow 643 \times 0.973 \approx 625$</p> <p>○適用数が想定外に僅少となっていないか 適用数が調査回答数と近似(H28:98.4%、H29:96.0%)しており、また、今回整理した適用数と前回評価(平成28年8月)時における適用数(推計)を比較しても大きな乖離は見られないことから、適用数が想定外に僅少であるという状況ではない。</p> <p><参考 適用件数の状況> (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今回</td> <td>731</td> <td>714</td> <td>692</td> <td>698</td> <td>669</td> <td>*655</td> <td>*643</td> <td>*625</td> </tr> <tr> <td>前回</td> <td>731</td> <td>714</td> <td>692</td> <td>*684</td> <td>*669</td> <td>*655</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ *を付したものは推計値</p>	年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	適用数	692	698	669	655	643	625	(参考)調査回答数	716	709	697	-	-	-	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	今回	731	714	692	698	669	*655	*643	*625	前回	731	714	692	*684	*669	*655	-	-
		年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																																											
適用数	692	698	669	655	643	625																																													
(参考)調査回答数	716	709	697	-	-	-																																													
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32																																											
今回	731	714	692	698	669	*655	*643	*625																																											
前回	731	714	692	*684	*669	*655	-	-																																											
		② 適用額	<p>適用額について、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合等の減税額を特定することが困難であることから、農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施することにより把握した。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>12,583</td> <td>11,517</td> <td>8,856</td> <td>11,449</td> <td>10,621</td> <td>10,033</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	適用額	12,583	11,517	8,856	11,449	10,621	10,033																																		
年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																																													
適用額	12,583	11,517	8,856	11,449	10,621	10,033																																													

		<p>※ 地方農政局及び都道府県等を通じて実施した調査(農協は総合農協、連合会は信連、共済連、経済連等を対象)により「H27」、「H28」及び「H29」の実績を聴取し、集計した結果。</p> <p>※ 「H30(推計)」、「H31(推計)」及び「H32(推計)」の数値に係る算定根拠は別紙1</p> <p>○適用額が想定外に特定の者に偏っていないか 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年第196回国会提出)によれば、別紙2のとおり、多数の業種で適用実績があり、本特例の適用が一部の業種に偏っているということはない。(金融保険業については、他の業種に比べて適用額が大きくなっているが、これは、金融保険業が与信を業務の中心とする業種であることによるものであると考えられる。)</p>																																										
	③ 減収額	<p>減収額について、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合等の減税額を特定することが困難であることから、農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施することにより把握した。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>2,392</td> <td>2,188</td> <td>1,683</td> <td>2,175</td> <td>2,018</td> <td>1,906</td> </tr> <tr> <td>地方法人税</td> <td>105</td> <td>96</td> <td>74</td> <td>96</td> <td>89</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>309</td> <td>282</td> <td>217</td> <td>281</td> <td>260</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>579</td> <td>530</td> <td>407</td> <td>527</td> <td>489</td> <td>652</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>250</td> <td>229</td> <td>176</td> <td>228</td> <td>211</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地方農政局及び都道府県等を通じて実施した調査(農協は総合農協、連合会は信連、共済連、経済連等を対象)により「H27」、「H28」及び「H29」の実績を聴取し、集計した結果。</p> <p>※ 「H30(推計)」、「H31(推計)」及び「H32(推計)」の数値に係る算定根拠は別紙1</p>	年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	法人税	2,392	2,188	1,683	2,175	2,018	1,906	地方法人税	105	96	74	96	89	196	法人住民税	309	282	217	281	260	133	法人事業税	579	530	407	527	489	652	地方法人特別税	250	229	176	228	211	-
年度	H27	H28	H29	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																																						
法人税	2,392	2,188	1,683	2,175	2,018	1,906																																						
地方法人税	105	96	74	96	89	196																																						
法人住民税	309	282	217	281	260	133																																						
法人事業税	579	530	407	527	489	652																																						
地方法人特別税	250	229	176	228	211	-																																						
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 次の図表(農協系統の農業関連貸付金残高の推移)のとおり、農協系統の貸付金残高のうち農業関連向けの融資割合は増加しており、また、農協系統による農業向け新規貸付額及び農協の農産物の買取販売高について平成27年度から平成29年度にかけて伸びを見せており、一定程度効果があるものと考えられる。</p> <p><農協系統の農業関連貸付金残高の推移> (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">うち農業関連(割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>469,405</td> <td>20,609 (4.4%)</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>406,333</td> <td>25,749 (6.3%)</td> </tr> <tr> <td>H29(推計)</td> <td>351,884</td> <td>32,161 (9.1%)</td> </tr> <tr> <td>H30(推計)</td> <td>304,732</td> <td>40,169 (13.2%)</td> </tr> <tr> <td>H31(推計)</td> <td>263,898</td> <td>50,171 (19.0%)</td> </tr> <tr> <td>H32(推計)</td> <td>228,536</td> <td>62,664 (27.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林中央金庫ディスクロージャー誌、農林中金総合研究所公表資料 ※ 平成29年度から平成32年度までは、平成27年度実績及び平成28年度実績を基に伸び率を推定して算定</p>	年度	合計		うち農業関連(割合)		H27	469,405	20,609 (4.4%)	H28	406,333	25,749 (6.3%)	H29(推計)	351,884	32,161 (9.1%)	H30(推計)	304,732	40,169 (13.2%)	H31(推計)	263,898	50,171 (19.0%)	H32(推計)	228,536	62,664 (27.4%)																			
年度	合計																																											
	うち農業関連(割合)																																											
H27	469,405	20,609 (4.4%)																																										
H28	406,333	25,749 (6.3%)																																										
H29(推計)	351,884	32,161 (9.1%)																																										
H30(推計)	304,732	40,169 (13.2%)																																										
H31(推計)	263,898	50,171 (19.0%)																																										
H32(推計)	228,536	62,664 (27.4%)																																										

(別紙1)

			<p><農協系統の農業向け新規貸付額> (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林中金</td> <td>281</td> <td>592</td> <td>451 (160%)</td> </tr> <tr> <td>信連</td> <td>665</td> <td>779</td> <td>1,026 (154%)</td> </tr> <tr> <td>農協</td> <td>1,589</td> <td>2,079</td> <td>2,409 (152%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,535</td> <td>3,450</td> <td>3,886 (153%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 括弧内は平成 27 年度比を示している。 ※ 農林中央金庫調べ</p> <p><農協の農産物の買取販売額> (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物の買取販売額</td> <td>1,509</td> <td>1,540</td> <td>1,690</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省「総合農協統計表」</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 農業向け貸付額や農協の農産物の買取販売高については、景気等の経済環境、農業者からの融資ニーズ、金融規制の厳格化など、本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決まるものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難であるが、前述のとおり、農業向け貸付額や農協の農産物の買取販売高は伸びを見せている。</p>	年度	H27	H28	H29	農林中金	281	592	451 (160%)	信連	665	779	1,026 (154%)	農協	1,589	2,079	2,409 (152%)	合計	2,535	3,450	3,886 (153%)	年度	H26	H27	H28	農産物の買取販売額	1,509	1,540	1,690
			年度	H27	H28	H29																									
			農林中金	281	592	451 (160%)																									
信連	665	779	1,026 (154%)																												
農協	1,589	2,079	2,409 (152%)																												
合計	2,535	3,450	3,886 (153%)																												
年度	H26	H27	H28																												
農産物の買取販売額	1,509	1,540	1,690																												
⑤: 租税減を是認する理由等	<p>農業協同組合等の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化及び農業所得の向上を図ることができる。</p>																														
11 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農業協同組合等の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、意欲ある多様な農業者による経営の特性に応じた資金調達の円滑化及び農協の農産物の買取販売の強化が図られるようになる。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>農業協同組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを分散させ経営基盤の強化を図り、農業協同組合等の財務基盤を高めることにより、農業者等への安定的な資金供給を可能とし、また農協の買取販売の強化による農業所得の向上を図ることにより山村地域の主要産業である農業の経済活性化を促進することができる。</p>																														
12	有識者の見解	—																													
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年度税制改正要望時(平成 28 年 8 月)																													

1. 減税見込額等の積算

※ 下記においては、百万円単位で記載しているが、実際の推計は円単位で行っているため、計算結果にズレが生じる。また、伸び率については小数点第3位までしか表示していないため、計算結果にズレが生じる。

平成 30 年度見込み

平成 27 年度実績、平成 28 年度実績及び平成 29 年度実績からその伸び率を推定して当期繰入額や繰入限度額を算定。特例適用額は、繰入限度額に割増繰入率を乗じたものから繰入限度額を除することにより推計。

(1) 農業協同組合

- ① $172,885 \text{ 百万円} \times (172,885 \text{ 百万円} + 189,036 \text{ 百万円} + 208,764 \text{ 百万円}) / (189,036 \text{ 百万円} + 208,764 \text{ 百万円} + 235,548 \text{ 百万円})$
 $\approx 172,885 \text{ 百万円} \times 0.901 \approx 155,780 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度当期繰入額(見込み))
- ② $65,113 \text{ 百万円} \times (65,113 \text{ 百万円} + 65,264 \text{ 百万円} + 65,333 \text{ 百万円}) / (65,264 \text{ 百万円} + 65,333 \text{ 百万円} + 67,718 \text{ 百万円})$
 $\approx 65,113 \text{ 百万円} \times 0.987 \approx 64,258 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度繰入限度額(見込み))
- ③ $(64,258 \text{ 百万円} \times 1.10) - 64,258 \text{ 百万円} \approx 6,426 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度特例適用額(見込み))

(2) 農業協同組合連合会・農林中央金庫

- ① $81,456 \text{ 百万円} \times (81,456 \text{ 百万円} + 87,768 \text{ 百万円} + 68,092 \text{ 百万円}) / (87,768 \text{ 百万円} + 68,092 \text{ 百万円} + 81,993 \text{ 百万円})$
 $\approx 81,456 \text{ 百万円} \times 0.998 \approx 81,272 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度当期繰入額(見込み))
- ② $58,698 \text{ 百万円} \times (58,698 \text{ 百万円} + 64,584 \text{ 百万円} + 82,759 \text{ 百万円}) / (64,584 \text{ 百万円} + 82,759 \text{ 百万円} + 93,399 \text{ 百万円})$
 $\approx 58,698 \text{ 百万円} \times 0.856 \approx 50,237 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度繰入限度額(見込み))
- ③ $(50,237 \text{ 百万円} \times 1.10) - 50,237 \text{ 百万円} \approx 5,024 \text{ 百万円}$ (平成 30 年度特例適用額(見込み))

(3) 減税試算額

- ・特例適用額 $6,426 \text{ 百万円} + 5,024 \text{ 百万円} \approx 11,449 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人税) $11,449 \text{ 百万円} \times 0.19 \text{ (法人税率)} \approx 2,175 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (地方法人税) $2,175 \text{ 百万円} \times 0.044 \text{ (地方法人税率)} \approx 96 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人住民税) $11,449 \text{ 百万円} \times 0.19 \text{ (法人税率)} \times 0.129 \text{ (法人住民税)} \approx 281 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人事業税) $11,449 \text{ 百万円} \times 0.046 \text{ (法人事業税率)} \approx 527 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (地方法人特別税) $527 \text{ 百万円} \times 0.432 \text{ (地方法人特別税率)} \approx 228 \text{ 百万円}$

平成 31 年度見込み

平成 28 年度実績、平成 29 年度実績及び平成 30 年度見込みからその伸び率を推定して当期繰入額や繰入限度額を算定。特例適用額は、繰入限度額に割増繰入率を乗じたものから繰入限度額を除することにより推計。

(1) 農業協同組合

- ① $155,780 \text{ 百万円} \times (155,780 \text{ 百万円} + 172,885 \text{ 百万円} + 189,036 \text{ 百万円}) / (172,885 \text{ 百万円} + 189,036 \text{ 百万円} + 208,764 \text{ 百万円})$
 $\approx 155,780 \text{ 百万円} \times 0.907 \approx 141,317 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度当期繰入額(見込み))
- ② $64,258 \text{ 百万円} \times (64,258 \text{ 百万円} + 65,113 \text{ 百万円} + 65,264 \text{ 百万円}) / (65,113 \text{ 百万円} + 65,264 \text{ 百万円} + 65,333 \text{ 百万円})$
 $\approx 64,258 \text{ 百万円} \times 0.995 \approx 63,905 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度繰入限度額(見込み))
- ③ $(63,905 \text{ 百万円} \times 1.10) - 63,905 \text{ 百万円} \approx 6,391 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度特例適用額(見込み))

(2) 農業協同組合連合会・農林中央金庫

- ① $81,272 \text{ 百万円} \times (81,272 \text{ 百万円} + 81,456 \text{ 百万円} + 87,768 \text{ 百万円}) / (81,456 \text{ 百万円} + 87,768 \text{ 百万円} + 68,092 \text{ 百万円})$
 $\approx 81,272 \text{ 百万円} \times 1.056 \approx 85,785 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度当期繰入額(見込み))
- ② $50,237 \text{ 百万円} \times (50,237 \text{ 百万円} + 58,698 \text{ 百万円} + 64,584 \text{ 百万円}) / (58,698 \text{ 百万円} + 64,584 \text{ 百万円} + 82,759 \text{ 百万円})$
 $\approx 50,237 \text{ 百万円} \times 0.842 \approx 42,307 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度繰入限度額(見込み))
- ③ $(42,307 \text{ 百万円} \times 1.10) - 42,307 \text{ 百万円} \approx 4,231 \text{ 百万円}$ (平成 31 年度特例適用額(見込み))

(3) 減税試算額

- ・特例適用額 $6,391 \text{ 百万円} + 4,231 \text{ 百万円} \approx 10,621 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人税) $10,621 \text{ 百万円} \times 0.19 \text{ (法人税率)} \approx 2,018 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (地方法人税) $2,018 \text{ 百万円} \times 0.044 \text{ (地方法人税率)} \approx 89 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人住民税) $10,621 \text{ 百万円} \times 0.19 \text{ (法人税率)} \times 0.129 \text{ (法人住民税)} \approx 260 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (法人事業税) $10,621 \text{ 百万円} \times 0.046 \text{ (法人事業税率)} \approx 489 \text{ 百万円}$
- ・減税額 (地方法人特別税) $489 \text{ 百万円} \times 0.432 \text{ (地方法人特別税率)} \approx 211 \text{ 百万円}$

(別紙1)

平成32年度見込み

平成29年度実績、平成30年度見込み及び平成31年度見込みからその伸び率を推定して当期繰入額や繰入限度額を算定。特例適用額は、繰入限度額に割増繰入率を乗じたものから繰入限度額を除することにより推計。

1) 農業協同組合

- ① $141,317 \text{ 百万円} \times (141,317 \text{ 百万円} + 155,780 \text{ 百万円} + 172,885 \text{ 百万円}) / (155,780 \text{ 百万円} + 172,885 \text{ 百万円} + 189,036 \text{ 百万円})$
 $\approx 141,317 \text{ 百万円} \times 0.908 \approx 128,291 \text{ 百万円}$ (平成32年度当期繰入額(見込み))
- ② $63,905 \text{ 百万円} \times (63,905 \text{ 百万円} + 64,258 \text{ 百万円} + 65,113 \text{ 百万円}) / (64,258 \text{ 百万円} + 65,113 \text{ 百万円} + 65,264 \text{ 百万円})$
 $\approx 63,905 \text{ 百万円} \times 0.993 \approx 63,459 \text{ 百万円}$ (平成32年度繰入限度額(見込み))
- ③ $(63,459 \text{ 百万円} \times 1.10) - 63,459 \text{ 百万円} \approx 6,346 \text{ 百万円}$ (平成32年度特例適用額(見込み))

2) 農業協同組合連合会・農林中央金庫

- ① $85,785 \text{ 百万円} \times (85,785 \text{ 百万円} + 81,272 \text{ 百万円} + 81,456 \text{ 百万円}) / (81,272 \text{ 百万円} + 81,456 \text{ 百万円} + 87,768 \text{ 百万円})$
 $\approx 85,785 \text{ 百万円} \times 0.992 \approx 85,106 \text{ 百万円}$ (平成32年度当期繰入額(見込み))
- ② $42,307 \text{ 百万円} \times (42,307 \text{ 百万円} + 50,237 \text{ 百万円} + 58,698 \text{ 百万円}) / (50,237 \text{ 百万円} + 58,698 \text{ 百万円} + 64,584 \text{ 百万円})$
 $\approx 42,307 \text{ 百万円} \times 0.872 \approx 36,876 \text{ 百万円}$ (平成32年度繰入限度額(見込み))
- ③ $(36,876 \text{ 百万円} \times 1.10) - 36,876 \text{ 百万円} \approx 3,688 \text{ 百万円}$ (平成32年度特例適用額(見込み))

3) 減税試算額

- ・特例適用額 6,346 百万円 + 3,688 百万円 \approx 10,033 百万円
- ・減税額(法人税) 10,033 百万円 \times 0.19 (法人税率) \approx 1,906 百万円
- ・減税額(地方法人税) 1,906 百万円 \times 0.103 (地方法人税率) \approx 196 百万円
- ・減税額(法人住民税) 10,033 百万円 \times 0.19 (法人税率) \times 0.07 (法人住民税率) \approx 133 百万円
- ・減税額(法人事業税) 10,033 百万円 \times 0.066 (法人事業税率) \approx 662 百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位: 件、百万円)

区 分	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込み)	31年度 (見込み)	32年度 (見込み)	
対象者数	740	716	709	697	683	673	661	
適用法人数	714	692	698	669	655	643	625	
当期繰入額	317,541	276,856	276,804	254,341	237,052	227,102	213,397	
損金算入額 (割増繰入限度額)	183,250	167,415	145,492	136,562	125,944	116,834	110,368	
特例適用額	12,922	12,583	11,517	8,856	11,449	10,621	10,033	
減税見込額	法人税	2,421	2,392	2,188	1,683	2,175	2,018	1,906
	地方法人税	—	105	96	74	96	89	196
	法人住民税	425	309	282	217	281	260	133
	法人事業税	465	579	530	407	527	489	662
地方法人特別税	367	250	229	176	228	211	—	

- ※ 割増繰入率については、平成28年度以前は12%、平成29年度以降は10%として算定している。
- ※ 地方法人税の推計においては、平成30年度見込み及び平成31年度見込みは税率を4.4%、平成32年度見込みは税率を10.3%として算定している。
- ※ 法人住民税の推計においては、平成30年度見込み及び平成31年度見込みは税率を12.9%、平成32年度見込みは税率を7%として算定している。
- ※ 法人事業税の推計においては、平成30年度見込み及び平成31年度見込みは税率を4.6%、平成32年度見込みは税率を6.6%として算定している。

(別紙2)

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から
(平成28年2月国会提出、平成29年2月国会提出、平成30年2月国会提出)

<中小企業等の貸倒引当金の特例>

業種	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)
農林水産業	718	657,727	746	650,043	763	817,528
鉱業	40	95,148	40	41,902	38	41,386
建設業	222	1,367,159	216	1,010,020	231	836,891
製造業	487	1,277,944	487	1,215,053	496	1,054,109
食料品製造業	97	142,529	88	129,519	90	119,043
繊維工業	38	128,628	32	140,271	33	140,746
木材、木製品製造業	82	38,480	83	42,047	82	43,671
家具、装備品製造業	11	5,051	10	5,516	8	2,253
パルプ、紙、紙製品製造業	9	160,054	7	17,973	6	14,248
新聞業、出版業又は印刷業	76	158,517	78	188,279	75	161,080
化学工業	9	211,314	6	183,986	6	130,813
石油製品製造業	5	2,807	4	1,450	4	2,774
石炭製品製造業	0	0	0	0	1	130
ゴム製品製造業	4	67,044	4	71,886	4	29,815
皮革、同製品製造業	1	1,695	2	1,731	2	1,720
窯業又は土石製品製造業	61	146,543	60	135,741	54	102,672
鉄鋼業	6	2,234	6	11,959	5	8,321
非鉄金属製造業	2	687	2	756	2	680
金属製品製造業	21	24,250	17	55,241	20	55,052
機械製造業	15	11,434	12	8,872	15	9,425
産業用電気機械器具製造業	4	275	4	11,148	4	746
民生用電気機械器具電球製造業	2	690	1	2,181	0	0
通信機械器具製造業	2	5,124	2	4,779	3	4,941
輸送用機械器具製造業	6	45,727	9	48,076	7	50,379
理化学機械器具等製造業	1	248	1	14	3	155
光学機械器具等製造業	1	189	1	31	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	34	124,414	58	153,587	72	175,436
卸売業	1,177	8,906,155	1,169	4,743,704	1,170	4,588,926
小売業	706	3,371,771	712	3,130,572	712	2,848,467
料理飲食旅館業	66	238,700	61	178,076	71	206,874
金融保険業	1,997	431,644,469	1,966	432,311,687	1,945	439,965,702
不動産業	157	465,141	164	146,443	160	176,507
運輸通信公益事業	291	351,249	311	329,026	304	318,552
サービス業	1,736	3,352,424	1,731	2,537,232	1,838	2,623,330
その他	1,203	10,504,901	1,245	8,053,748	1,327	7,682,900
合計	8,800	462,232,793	8,848	454,347,510	9,055	461,161,177

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例等 (②森林組合等関係)
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数(平成31年度及び32年度の法人税)について、それぞれ「569組合」、「565組合」と算定されているが、算定に誤りがある。
【農林水産省の補足説明】	① 算定方法の説明箇所を修正。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額(平成31年度及び32年度の法人税)について、ともに「14百万円」と説明されているが、算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていない。
-------------------------	--

【農林水産省の補足説明】

① 算定方法の説明箇所の修正。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割程度となる)に対する過去の効果(平成27年度から29年度まで)について、それぞれ50%、50%、51%と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

なお、過去の直接的効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約1.7万円(平成29年度の法人税の減収額1,000万円及び同年度の適用数577件から算出)であり、これを踏まえて本特例措置の達成目標(森林所有者の負託に応え得る財務、経済基盤を有する中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割程度となること)に対する直接的効果を明らかにする必要がある。

【農林水産省の補足説明】

① 中核組合となるための経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営マネジメント手法の見直し等様々な要素が組み合わさっていることから、達成目標に係る本税制のみの直接的効果を示すことは現時点では困難。

なお、今後、本措置の効果を検証する手段として、アンケート等の手法も含め効果的な方法を検討していきたい。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割程度となる)に対する将来の効果(平成30年度から32年度)について、51%、51%、52%と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

なお、将来の直接的効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約2.4万円(平成32年度の法人税の減収額1,400万円及び同年度の適用数565件から算出)であり、これを踏まえて本特例措置の達成目標(森林所有者の負託に応え得る財務、経済基盤を有する中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割程度となること)に対する直接的効果を明らかにする必要がある。

【農林水産省の補足説明】

① 中核組合となるための経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営マネジメント手法の見直し等様々な要素が組み合わさっていることから、達成目標に係る本税制のみの直接的効果を示すことは現時点では困難。

なお、今後、本措置の効果を検証する手段として、アンケート等の手法も含め効果的な方法を検討していきたい。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例等(②森林組合等関係)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 法人税:義(国税14) 法人事業税:義、法人住民税:義(地方税12)
		② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 本則:法人税法(昭和40年法律第34号)第52条第2項 内国法人が、所有する金銭債権に対し損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。 特例:租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の9、第68条の59 中小企業等(森林組合等を含む)の繰入限度額の算出は、貸倒実績率又は法定繰入率(卸売・小売業1%、金融業0.3%等。一括評価債権に限る。)のどちらかの選択適用が認められ、さらに森林組合等については、選択した繰入限度額のさらに10%割増の範囲内で損金に算入できる。
		《要望の内容》 本制度の適用期限の2年延長 (1)対象者 森林組合等 (2)特例措置 森林組合等の協同組織等については貸倒引当金の繰入限度額の10%割増引当ができる。 ※ 森林組合等:森林組合、森林組合連合会を指す。
		《関係条項》 法人税法(昭和40年法律第34号)第52条第2項 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の9、第68条の59
5	担当部局	林野庁林政部経営課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年4月~8月
		分析対象期間:平成27年度から平成32年度
7	創設年度及び改正経緯	創設:昭和41年度 昭和55年度 繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ 平成10年度 資本金1億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止 平成12年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 平成24年度 繰入限度額の割増を16%から12%に引下げ 平成29年度 繰入限度額の割増を12%から10%に引下げ
8	適用又は延長期間	平成31年4月~平成33年3月

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図り、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化、及び森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。
			《政策目的の根拠》 ○森林・林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号) (林業の持続的かつ健全な発展) 第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。 (望ましい林業構造の確立) 第十九条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。 (林業生産組織の活動の促進) 第二十二条 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。 ○森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 (1)望ましい林業構造の確立 ①効率的かつ安定的な林業経営の育成 効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けて、引き続き、意欲あるものによる森林経営計画の作成と長期的な施業の受委託等を推進し、同計画に基づく低コストでの効率的な施業の実行の定着を図る。 このため、森林所有者への働きかけや施業の受委託等関係情報の提供、林業事業者の登録・評価、施業集約化に向けた先事例の他地域への普及を推進する。このほか、林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用等を進める。 6 団体の再編整備に関する施策 森林組合の合併や経営基盤の強化、内部牽制機能の確保や法令遵守意識の徹底による業務執行体制の強化、体質の改善に向けた指導を行う。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〔中目標〕 4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>〔政策分野〕 18 林業の持続的かつ健全な発展</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図る。</p> <p>「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」(平成30年3月27日付け29林政経第359号 林野庁長官通知)において、森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が、平成32年度までに都道府県内の7割程度となるよう努めることとしており、本措置を活用し、その達成を図ることとする。</p> <p>※ 中核組合：森林組合のうち、健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応えうる自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合。(別添1)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 森林組合は、組合員等からの委託を受け、民有林の植林、下刈、間伐等の面積の約6割の森林整備を実行するなど組合員の林業経営を助長するだけでなく、地域における林業や森林管理の中心的担い手としての役割と、山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っており、特に経営基盤が安定している中核組合を育成することは、地域の森林整備が一層推進されることにより、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。</p> <p>中核組合に位置づけられるためには、累積欠損金が生じていないこと、健全な財務基盤に資する一定の出資規模が確保されていることなどが必須の要件であり、本措置により貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することにより、森林組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた経営化の安定に寄与する。</p>
10 有効性等	① 適用数	対象組合数(うち貸倒引当金計上組合) 適用組合数 適用率 (単位：%、組合)

年度区分	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)
対象組合数	689	677	675	670	666	660	656	651
貸倒引当金計上組合数	596	595	586	592	577	572	569	565
適用組合数	596	595	586	592	577	572	569	565
適用率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※ 平成30年度推計値
 ・対象組合数：対象者である森林組合の合併状況を把握し、H25からH29年度の増減比を基に推計値を記載している。
 $H30:666 \text{ 組合}(H29)-(689 \text{ 組合}(H25)-666 \text{ 組合}(H29)) \div 4 = 660 \text{ 組合}$
 ・貸倒引当金計上組合数：前年度の対象組合数と貸倒引当金計上組合数の比率で算出。
 $577 \text{ 組合}(H29 \text{ 貸倒引当金計上組合数}) \div 666 \text{ 組合}(H29 \text{ 対象組合数}) \times 660 \text{ 組合}(H30 \text{ 対象組合数}) = 572 \text{ 組合}$
 ※ 平成31～32年度推計値については、平成30年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。
 例 $H31:660 \text{ 組合}(H30)-(677 \text{ 組合}(H26)-660 \text{ 組合}(H30)) \div 4 = 656 \text{ 組合}$
 ※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)
 ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。
 適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。
 また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。
 このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。
 全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りはない。

② 適用額	国税の減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。
-------	--

		(単位:百万円)																									
年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																			
適用額	86	70	122	53	52	76	76	76																			
※ 算定根拠は別添2参照。 ※ 平成 30 年度推計値については、3カ年(平成 27～29 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 31～32 年度推計値については、平成 30 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の推計を行った。 ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推計を行った。																											
③ 減収額	国税の減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。 [国税] (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減税見込額</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>23</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> ※ 算定根拠は別添2参照。 ※ 平成 30 年度推計値については、3カ年(平成 27～29 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 31～32 年度推計値については、平成 30 年度推計値と同じ値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の推計を行った。 地方税の減収額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調									年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	減税見込額	18	15	23	10	10	14	14	14
年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																			
減税見込額	18	15	23	10	10	14	14	14																			

		査したところである。 [地方税] (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減税見込額計</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> ※ 算定根拠は別添3参照。 ※ 平成 30 年度推計値については、3カ年(平成 27～29 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 31～32 年度推計値については、平成 30 年度推計値と同じ値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推計を行った。								年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	法人住民税	3	2	3	1	1	2	2	2	法人事業税	2	2	6	2	2	3	3	3	地方法人特別税	2	1	3	1	1	1	1	1	減税見込額計	7	5	12	4	4	6	6	6
年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																																														
法人住民税	3	2	3	1	1	2	2	2																																														
法人事業税	2	2	6	2	2	3	3	3																																														
地方法人特別税	2	1	3	1	1	1	1	1																																														
減税見込額計	7	5	12	4	4	6	6	6																																														
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 貸倒引当金を計上する森林組合等の全てが本措置を適用し、貸倒リスクが軽減されることにより、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化・基盤強化が図られ、今後も中核組合の育成による目標の達成を目指す。 また、当該租税特別措置の活用により、財務、組織基盤の優れた、中核組合の割合は着実に増加している。これらは適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化につながり森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。 [本特例措置による貸倒引当金の繰入増加額] (単位:%、百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (実績)</th> <th>H27 (実績)</th> <th>H28 (実績)</th> <th>H29 (実績)</th> <th>H30 (推計)</th> <th>H31 (推計)</th> <th>H32 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額(A)</td> <td>86</td> <td>70</td> <td>122</td> <td>53</td> <td>52</td> <td>76</td> <td>76</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額(B)</td> <td>802</td> <td>660</td> <td>1,142</td> <td>498</td> <td>486</td> <td>709</td> <td>709</td> <td>709</td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>10.7%</td> <td>10.6%</td> <td>10.7%</td> <td>10.6%</td> <td>10.7%</td> <td>10.7%</td> <td>10.7%</td> <td>10.7%</td> </tr> </tbody> </table>									年度区分	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	貸倒引当金の繰入増加額(A)	86	70	122	53	52	76	76	76	貸倒引当金繰入額(B)	802	660	1,142	498	486	709	709	709	A/B	10.7%	10.6%	10.7%	10.6%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%									
年度区分	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)																																														
貸倒引当金の繰入増加額(A)	86	70	122	53	52	76	76	76																																														
貸倒引当金繰入額(B)	802	660	1,142	498	486	709	709	709																																														
A/B	10.7%	10.6%	10.7%	10.6%	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%																																														

※ 算定根拠は別添2参照。
 ※ 平成 30 年度推計値については、3力年(平成 27~29 年度)実績の平均値を記載している。
 ※ 平成 31~32 年度推計値については、平成 30 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。
 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)

[森林組合における中核組合の割合]

(単位:%)

年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)
中核組合の割合	44	47	48	49	48	48	50 (84%)

年度	H29 (推計)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	H33 (推計)
中核組合の割合	50 (85%)	51 (82%)	51 (78%)	52 (78%)	52 (74%)

※ 算出根拠は別添4参照。
 ※ 下段()については、所期の目標に対する達成度合の実績値及び推定値。

なお、前回要望時に目標としていた中核組合の割合増加は、平成 22 年度時点の 44%を平成 32 年度末時点で7割とし、平成 29 年度時点で 59%とするものであったが、実績は 50%にとどまると推計されている。

しかしながら、中核組合の基準例として、① 累積欠損金等が生じていないこと、② 健全な財務基盤に資する一定の出資規模(払込済出資金4千万円以上)が確保されていること、③事業総利益に占める事業管理費が適正(事業管理費が事業総利益の範囲内)の項目があり、それらの状況を見てみると、

① 欠損金計上組合の割合 H23:18% → H28:12%
 ② 払込済出資金4千万円以上の組合の割合 H23:61% → H28:64%
 ③ 事業管理費が事業総利益の範囲内である組合の割合 H23:71% → H28:81% ※出典「森林組合統計」

となっており、本特例措置が経営基盤の強化のために一定の効果があつたと考えられる。

また、中核組合の割合が、推計では平成 32 年度で 52%にとどまっているところであり、目標達成の実現に向け、引き続き中核組合の育成に取り組む必要がある。こうした中、中核組合については、健全な財務基盤等を有していることが必須条件となっており、健全な財務基盤を維持するため、債権回収のリスクを軽減できる本特例措置を適用しているところであり、本措置の効果としては、平成 29 年度では、対象となる森林組合等 666 組合のうち、577 組合が貸倒引当金を計上し、全てが 10%割増の特例の適用を受けている。

金額では 14 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により 52 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化され、平成 30 年度以降も 76 百万円分の強化が見込まれる。

地域における森林整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等において、例年約 11%の貸倒引当金の積増しをすることによる貸倒リスクが軽減されたことで、森林組合の経営の健全化・基盤強化が図られ、今後も中核組合の育成による目標の達成に寄与するものとおもわれる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 中核組合となるための経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営マネジメント手法の見直し等様々な要素が組み合わさっており、達成目標に係る本税制のみの直接的効果を示すことは困難であるが、前述のとおり、森林組合の経営の健全化・基盤強化が図られることにより中核組合の基準を達成することに寄与している。

本措置の効果として、平成 29 年度では、対象となる森林組合等 666 組合のうち、577 組合が貸倒引当金を計上し、全てが 10%割増の特例の適用を受けている。金額では 14 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により 52 百万円分の貸倒れリスクへの対応力が強化されている。

このように、過去及び将来において、税収減を是認できる効果がある。

(単位:組合、百万円)

区分	年度	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)
対象組合数		689	677	675	670	666	660	656	651
適用組合数		596	595	586	592	577	572	569	565
貸倒引当金計上組合数		596	595	586	592	577	572	569	565
減収見込額	国税	18	15	23	10	10	14	14	14
	地方税	7	5	12	4	4	6	6	6
	計	25	20	35	14	14	20	20	20
貸倒引当金の繰入増加額		86	70	122	53	52	76	76	76

※ 算定根拠は別添2及び別紙3参照。
 ※ 平成 30 年度推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合数に乗じた推計値を記載している。
 ※ 平成 31~32 年度推計値については、平成 30 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。
 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)
 ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。

⑤ 税収減を是認する理由等

都道府県において中核組合を位置付ける場合の基準例

1 組織体制に関する基準例

- ① 的確な経営判断能力を有する常勤理事として1名以上が配置されていること
- ② 適正な事業実施に必要な常勤役員として7名以上が確保されていること

2 事業実施に関する基準例

- ① 累積欠損金等が生じていないこと（累積欠損金等がある場合にはその解消が確実に見込まれること）
- ② 健全な財務基盤に資する一定の出資規模（払込済出資金4千万円以上）が確保されていること
- ③ 事業総利益に占める事業管理費が適正（事業管理費が事業総利益の範囲内）であること

「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」(平成30年3月27日付け林野庁長官通知)

			<p>適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。</p> <p>また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。</p> <p>このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、他の支援措置や予算措置もなく適切な措置といえる。</p> <p>また、森林所有者等への販売・購買事業等を支えている森林組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>本措置は、森林組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを軽減させ経営基盤の強化を図ることを可能とし、森林所有者である組合員の負託に応えた積極的な事業展開の促進に資する重要かつ効率的な措置であり、予算措置や融資制度もなく唯一の支援措置である。</p> <p>また、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>なお、森林組合等の経営基盤の安定に大きなインセンティブとなり、中核組合への移行が図られる。</p> <p>森林組合法(昭和53年法律第36号)第119条において、都道府県の地区を越えない森林組合等の所管行政庁は当該都道府県知事とされている。</p> <p>また、森林組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを軽減させ経営基盤の強化を図ることを目的とし、効率的かつ安定的な林業経営の育成が図られ、地域における林業ないし森林管理や過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の推進等山村地域の経済活性化を促進する。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成28年8月(H28農水06)

別添2

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例分繰入額

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特例適用額(実数)(百万円)※ ¹	91	34	32	
	調査回収率(%)※ ²	83%	86%	81%	
	特例適用額(百万円)※ ³	110	40	40	63
② 森林組合連合会	特例適用額(実数)(百万円)※ ¹	13	13	12	
	調査回収率(%)※ ²	100%	96%	87%	
	特例適用額(百万円)※ ³	13	13	12	13
計(①+②)					(ア)76

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

① 森林組合 (91百万円/83%+34百万円/86%+32百万円/81%)/3 ≒ 63百万円※³

② 森林組合連合会 (13百万円/100%+13百万円/96%+12百万円/87%)/3 ≒ 13百万円※³

③ 計(①+②) (63百万円+13百万円) ≒ 76百万円※³

※1 特例適用額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

(2) 国税減税額試算

平成30年度

① 特例適用額 (ア) 76百万円

② 特例適用減税額 (ア) 76百万円×19%(法人税額:19%) ≒ 14百万円…(ア)'

③ 減税見込額 (ア)' ≒ 14百万円

同様に過去の減税額を計算

平成29年度 減税見込額 52百万円×19% ≒ 10百万円

平成28年度 減税見込額 53百万円×19% ≒ 10百万円

平成27年度 減税見込額 122百万円×19% ≒ 23百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (推計)	31年度 (推計)	32年度 (推計)
対象組合数	689	677	675	670	666	660	656	651
適用組合数	596	595	586	592	577	572	569	565
準備金積立額 (当期繰入額)	1,734	1,553	1,827	1,448	1,293	1,523	1,523	1,523
損金算入額 (10%割増繰入額)	802	660	1,142	498	486	709	709	709
特例適用額	86	70	122	53	52	76	76	76
減税見込額	18	15	23	10	10	14	14	14

※1) 対象組合数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2) 適用組合数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3) 適用組合の推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合に乗じた推計値を記載している。

※4) 平成30年度以降については、推計としている。対象組合数、適用組合数を除き各区分とも、同じ値としている。

※5) 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

別添3

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例分繰入額

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特例適用額(実数)(百万円)※ ¹	91	34	32	
	調査回収率(%)※ ²	83%	86%	81%	
	特例適用額(百万円)※ ³	110	40	40	63
② 森林組合連合会	特例適用額(実数)(百万円)※ ¹	13	13	12	
	調査回収率(%)※ ²	100%	96%	87%	
	特例適用額(百万円)※ ³	13	13	12	13
計(①+②)					(イ)76

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

① 森林組合 (91百万円/83%+34百万円/86%+32百万円/81%)/3 ≒ 63百万円※³

② 森林組合連合会 (13百万円/100%+13百万円/96%+12百万円/87%)/3 ≒ 13百万円※³

③ 計(①+②) (63百万円+13百万円) ≒ 76百万円※³

※1 特例適用額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

(2) 国税減税額試算

平成30年度

④ 特例適用額 (ア) 76百万円

⑤ 特例適用減税額 (ア) 76百万円×19%(法人税額:19%) ≒ 14百万円…(ア)'

⑥ 減税見込額 (ア)' ≒ 14百万円

(3) 地方税減税額試算

平成30年度

① 法人住民税額 (ウ) 14百万円×12.9% ≒ 2百万円

② 法人事業税額 (エ) 76百万円×4.6% ≒ 3百万円

③ 地方法人特別税 (オ) 3百万円×43.2% ≒ 1百万円

④ 減税見込額 (ウ)+(エ)+(オ) ≒ 6百万円

同様に過去の減税額を計算

法人住民税額

平成29年度 10百万円×12.9% ≒ 1百万円 平成28年度 10百万円×12.9% ≒ 1百万円 平成27年度 23百万円×12.9% ≒ 3百万円

法人事業税額

平成29年度 52百万円×4.6% ≒ 2百万円 平成28年度 53百万円×4.6% ≒ 2百万円 平成27年度 123百万円×4.6% ≒ 6百万円

地方法人特別税

平成29年度 2百万円×43.2% ≒ 1百万円 平成28年度 2百万円×43.2% ≒ 1百万円 平成27年度 6百万円×43.2% ≒ 3百万円

円

減税見込額

平成29年度 1+2+1 = 4百万円 平成28年度 1+2+1 = 4百万円 平成27年度 3+6+3 = 12百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区 分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (推計)	31年度 (推計)	32年度 (推計)
対象組合数	689	677	675	670	666	660	656	651
適用組合数	596	595	586	592	577	572	569	565
準備金積立額 (当期繰入額)	1,734	1,553	1,827	1,448	1,293	1,523	1,523	1,523
損金算入額 (10%割増繰入額)	802	660	1,142	498	486	709	709	709
特例適用額	86	70	122	53	52	76	76	76
国税減税見込額	18	15	23	10	10	14	14	14
減 税 見 込 額	法人住民税	3	2	3	1	1	2	2
	法人事業税	2	2	6	2	2	3	3
	地方法人特別税	2	1	3	1	1	1	1
	合 計	7	5	12	4	4	6	6

※1)対象組合数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2)適用組合数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3)適用組合の推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合に乗じた推計値を記載している。

※4)平成 30 年度以降については、推計としている。対象組合数、適用組合数を除き各区分とも、同じ値としている。

※5)平成 28 年度(推計)以降は税率が変更されている。

※6)計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

森林組合における中核組合の割合算出資料

1. 中核組合の割合算出根拠

H22 年度から H28 年度の中核組合の割合

森林組合は各年度の対象組合数から森林組合連合会 46 組合を除いたもの。

H22 中核組合 299 組合÷森林組合 679 組合=44%

H23 中核組合 316 組合÷森林組合 672 組合=47%

H24 中核組合 317 組合÷森林組合 660 組合=48%

H25 中核組合 314 組合÷森林組合 644 組合=49%

H26 中核組合 306 組合÷森林組合 631 組合=48%

H27 中核組合 305 組合÷森林組合 629 組合=48%

H28 中核組合 309 組合÷森林組合 624 組合=50%

※出典:「森林組合統計」(林野庁林政部経営課)

中核組合の年間増加数の算出

$$\frac{H26 \text{ から } H28 \text{ までの過去 3 年間の中核組合が増加割合の平均 (309 組合 - 306 組合) / 3 = 1 組合 (年間中核組合増加数)}}$$

2. 中核組合の割合見込み

区分	H29 (推計)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)
森林組合数	621	615	611	606
うち中核組合数	310	311	312	313
割合 (%)	50	51	51	52

※ 森林組合数は各年度の対象組合数から森林組合連合会 45 組合を除いたもの。

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例等 (③漁業協同組合等関係)
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税、地方税法特別税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>③ 達成目標（漁業協同組合による漁獲物の販売事業を通じて漁業所得の向上を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>④ 達成目標（漁業協同組合による漁獲物の販売事業を通じて漁業所得の向上を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>①・② 本租税特別措置の達成目標について、達成時期や達成すべき水準を定量的に示すのは困難であるが、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定を実現することを政策目的としており、この措置の適用を受けた漁協は、リスク担保力及び販売事業取扱高が強化され、柔軟な経営判断が図られ、その結果としてほとんどの漁協等において目標が達成されるものと考えている。</p> <p>③ 経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営判断等様々な要素が組み合わさっていることから、達成目標に係る水準（目標値）を定量的に示すことは困難。</p> <p>④ 経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営判断等様々な要素が組み合わさっていることから、達成時期（目標達成時期）を示すことは困難。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p>
--

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）を税目ごとに算定する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>なお、過去の効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約10.8万円（平成29年度の法人税の減収額6,300万円及び同年度の適用数581件から算出）であり、これを踏まえて本特例措置が達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）にどのように寄与するのかが明らかにする必要がある。</p> <p>② 達成目標（漁業協同組合による漁獲物の販売事業を通じて漁業所得の向上を図る）に対する過去の直接的な効果（漁業協同組合の販売事業取扱高）について、「本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決定するものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難」と説明されているが、過去の効果（漁業協同組合の販売事業取扱高）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 本措置の効果を定量的に把握することは困難であるが、本措置は、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定を実現することを政策目的としており、この措置の適用を受けた漁協は、リスク担保力及び販売事業取扱高が強化され、柔軟な経営判断が図られるなど、達成目標の実現に寄与していると考えている。</p> <p>② 経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営判断等様々な要素が組み合わさっていることから、達成目標に係る本税制のみの直接的効果を示すことは現時点では困難。</p> <p>なお、今後、本措置の効果を検証する手段として、アンケート等の手法も含め効果的な方法を検討していきたい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「この措置の適用を受けた漁協は、リスク担保力及び販売事業取扱高が強化され、柔軟な経</p>
--

営判断が図られるなど、達成目標の実現に寄与していると考えている」との説明では、適切な測定指標を用いて効果が定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>なお、将来の効果について、本特例措置に係る適用一組合当たりの減収額は、約14万円（平成32年度の法人税の減収額8,300万円及び同年度の適用数592件から算出）であり、これを踏まえて本特例措置が達成目標（貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る）にどのように寄与するのかが明らかにする必要がある。</p> <p>② 達成目標（漁業協同組合による漁獲物の販売事業を通じて漁業所得の向上を図る）に対する将来の直接的な効果（漁業協同組合の販売事業取扱高）について、「本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決定するものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難」と説明されており、将来の効果（漁業協同組合の販売事業取扱高）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 本措置の効果を定量的に把握することは困難であるが、本措置は、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定を実現することを政策目的としており、この措置の適用を受けた漁協は、リスク担保力及び販売事業取扱高が強化され、柔軟な経営判断が図られるなど、達成目標の実現に寄与していると考えている。</p> <p>② 経営基盤強化には、本税制の効果以外にも経営判断等様々な要素が組み合わさっていることから、達成目標に係る本税制のみの直接的効果を示すことは現時点では困難。</p> <p>なお、今後、本措置の効果を検証する手段として、アンケート等の手法も含め効果的な方法を検討していきたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「この措置の適用を受けた漁協は、リスク担保力及び販売事業取扱高が強化され、柔軟な経営判断が図られるなど、達成目標の実現に寄与していると考えている」との説明では、適切な測定指標を用いて効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例等(③漁業協同組合等関係)												
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税15) 法人事業税、法人住民税:義、地方法人特別税:外(地方税13)												
		②: 上記以外の税目												
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独】 主管・共管】												
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率又は法定繰入率によることができることとされているが、漁業協同組合については、さらに繰入限度額を10%増しとすることができる。</p> <p>(法定繰入率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>法定繰入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸・小売業者</td> <td>10/1000</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>8/1000</td> </tr> <tr> <td>金融・保険業</td> <td>3/1000</td> </tr> <tr> <td>割賦販売小売業</td> <td>13/1000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6/1000</td> </tr> </tbody> </table> <p>《要望の内容》 漁業協同組合等の貸倒引当金に係る措置について2年間(平成32年度末まで)延長</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第57条の9、第68条の59</p>	業種	法定繰入率	卸・小売業者	10/1000	製造業	8/1000	金融・保険業	3/1000	割賦販売小売業	13/1000	その他	6/1000
業種	法定繰入率													
卸・小売業者	10/1000													
製造業	8/1000													
金融・保険業	3/1000													
割賦販売小売業	13/1000													
その他	6/1000													
5	担当部局	水産庁漁政部水産経営課												
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年4月~8月 分析対象期間:平成25年度~平成32年度												
7	創設年度及び改正経緯	昭和41年度創設 昭和55年度繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ 平成10年度資本金1億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止 平成12年度16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 平成24年度繰入限度額の割増を16%から12%に引下げ 平成29年度繰入限度額の割増を12%から10%に引下げ												
8	適用又は延長期間	平成31年4月~平成33年3月												

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定</p> <p>《政策目的の根拠》 水産基本計画(平成29年4月閣議決定)II4(2)において「漁業経営体の減少により、漁協の組合員も減少している中で、漁協系統組織がその役割を十分に発揮するために経営・事業基盤の強化が必要」としており、水産施策上も必要な措置である。</p>																										
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>[政策分野] 漁業経営の安定</p>																										
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置により、貸倒リスクへの対応力の維持・強化を図り、計画的な経営改善の取組を促進し、漁業者の安定的な生産活動を支え地域社会の中核的役割を担う漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図るとともに、漁業協同組合による漁獲物の販売事業を通じて漁業所得の向上を図る。 なお、目標としていた「平成30年度に漁協の繰越欠損金総額を213億円まで削減する」ことについては、すでに平成28年度実績で168億円まで解消し、目標は達成しているため、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図るための新たな目標として「漁業協同組合の販売事業の取扱高」に変更した。</p> <p>〔繰越欠損金総額〕 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰越欠損金総額</td> <td>294</td> <td>253</td> <td>205</td> <td>168</td> </tr> </tbody> </table> <p>※繰越欠損金総額の実績は、「水産業協同組合統計表」の集計値(実数)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 〔測定指標: 漁業協同組合の販売事業の取扱高〕 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売事業の取扱高</td> <td>10,483</td> <td>10,913</td> <td>11,336</td> <td>11,087</td> <td>11,112</td> <td>11,178</td> <td>11,126</td> <td>11,139</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売事業の取扱高の実績は、「水産業協同組合統計表」の実数。平成29年度以降の見込額は、直近3カ年の平均値。</p> <p>〔達成目標実現による寄与〕 漁業は、天候や海況等の自然条件、水産資源の変動、漁獲規制、更には漁の好・不漁による魚価の変動等を受けるため、収入が不安定であり、また、漁協等の購買事業の対象である燃油及び餌料価格も外的要因により変動しやすいため、経営も不安定である。そのため、漁業は貸倒れが発生しやすい状</p>	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	繰越欠損金総額	294	253	205	168	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	販売事業の取扱高	10,483	10,913	11,336	11,087	11,112	11,178
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)																									
繰越欠損金総額	294	253	205	168																									
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																					
販売事業の取扱高	10,483	10,913	11,336	11,087	11,112	11,178	11,126	11,139																					

			<p>況にある。</p> <p>また、自己資本の充実、組合員からの出資金の受入れの他は内部留保の積上げによらざるを得ないという協同組合としての特性を有している。</p> <p>このような中で、本措置がない場合は、漁業者の所得向上に直結する販売事業等の取組に慎重となり、又は貸倒れが発生した場合の資本の減少により漁業者に対する円滑な事業の提供に影響が生じるおそれがあるが、本措置による財務基盤の強化により、リスク負担力が強化され、販売事業等の円滑な取組みに寄与することができている。</p>																											
10	有効性等	①: 適用数	<p>(単位: 組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用組 合数</td> <td>664</td> <td>606</td> <td>607</td> <td>608</td> <td>581</td> <td>599</td> <td>596</td> <td>592</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p> <p>適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁業協同組合等を特定することが困難であることから「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施した。</p>	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	適用組 合数	664	606	607	608	581	599	596	592									
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																						
適用組 合数	664	606	607	608	581	599	596	592																						
		②: 適用額	<p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>377</td> <td>348</td> <td>551</td> <td>622</td> <td>329</td> <td>501</td> <td>484</td> <td>438</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照。</p> <p>適用額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁業協同組合等を特定することが困難であることから「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施した。</p>	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	適用額	377	348	551	622	329	501	484	438									
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																						
適用額	377	348	551	622	329	501	484	438																						
		③: 減収額	<p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額 (国税)</td> <td>72</td> <td>66</td> <td>105</td> <td>118</td> <td>63</td> <td>95</td> <td>92</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>減収額 (地方税)</td> <td>37</td> <td>35</td> <td>50</td> <td>57</td> <td>29</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1及び2参照。</p> <p>減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁業協同組合等を特定することが困難であることから「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施した。</p>	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	減収額 (国税)	72	66	105	118	63	95	92	83	減収額 (地方税)	37	35	50	57	29	45	44	39
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)																						
減収額 (国税)	72	66	105	118	63	95	92	83																						
減収額 (地方税)	37	35	50	57	29	45	44	39																						

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 < 漁業協同組合の販売事業取扱高の推移 ></p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (実績)</th> <th>27年度 (実績)</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (見込)</th> <th>30年度 (見込)</th> <th>31年度 (見込)</th> <th>32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売事業 の取扱高</td> <td>10,483</td> <td>10,913</td> <td>11,336</td> <td>11,087</td> <td>11,112</td> <td>11,178</td> <td>11,126</td> <td>11,139</td> </tr> </tbody> </table> <p>※販売事業の取扱高の実績は、「水産業協同組合統計表」の実数。平成29年度以降の見込額は、直近3カ年の平均値。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 漁協の販売事業の取扱高については、本特例措置が措置されているか否かの要素だけで決定するものではないことから、本特例の効果を定量的に示すことは困難であるが、実績として、漁協の販売事業の取扱高は比較的安定した数値を示している。</p>	区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)	販売事業 の取扱高	10,483	10,913	11,336	11,087	11,112	11,178	11,126	11,139
区分	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)												
販売事業 の取扱高	10,483	10,913	11,336	11,087	11,112	11,178	11,126	11,139												
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>漁業協同組合等の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、漁業者の所得向上に直結する販売事業等の円滑な取組みが図られるようになる。</p>																		
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>漁業者への販売・購買事業等を行っている漁業協同組合等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等で予算を手当することは難しく、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>仮に本措置が延長されなかった場合、本措置を適用する貸倒引当金を計上する漁業協同組合等の貸倒リスクが増加し、販売事業の強化等による漁業者の所得向上への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に支障が生じる。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>なし</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁業協同組合等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされている。</p> <p>また、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化は、漁業等の振興及び地域の活性化にも貢献する。</p>																		
12	有識者の見解	なし																		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28 農水07)																		

別添1

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（③漁業協同組合等関係）
税目	法人税
根拠法	措法57の9、68の59

1 適用実績及び適用見込み

	25年度 実績	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込
適用の範囲 (法人)	2,163	2,138	2,120	2,112	2,101	2,091	2,081	2,071
適用件数 (法人)	664	606	607	608	581	599	596	592
減収額合計 (百万円)	72	66	105	118	63	95	92	83
1件あたり 減収額(百万円)	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数：漁業協同組合、水産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会の総数である。
- ② 適用件数：本特例措置を利用した組合数（実数）である。
- ③ 減収額：同上（(a当期割増特例繰入額 - b当期繰入限度額) × c法人税率）
※ 12%を超える割増繰入分を除いて算出。

[平成25年度]

漁業協同組合	1,514 - 1,352 = 162百万円
漁業協同組合連合会	346 - 309 = 37百万円
水産加工業協同組合	19 - 17 = 2百万円
信用漁業協同組合連合会	1,640 - 1,464 = 176百万円
合計	377百万円
	× 19% = 72百万円

[平成26年度]

漁業協同組合	1,556 - 1,389 = 167百万円
漁業協同組合連合会	305 - 272 = 33百万円
水産加工業協同組合	20 - 18 = 2百万円
信用漁業協同組合連合会	1,362 - 1,216 = 146百万円
合計	348百万円
	× 19% = 66百万円

[平成27年度]

漁業協同組合	3,749 - 3,347 = 402百万円
漁業協同組合連合会	205 - 183 = 22百万円
水産加工業協同組合	13 - 12 = 1百万円
信用漁業協同組合連合会	1,177 - 1,051 = 126百万円
合計	551百万円
	× 19% = 105百万円

[平成28年度]

漁業協同組合	3,176 - 2,836 = 340百万円
漁業協同組合連合会	1,197 - 1,069 = 128百万円
水産加工業協同組合	10 - 9 = 1百万円
信用漁業協同組合連合会	1,425 - 1,272 = 153百万円
合計	622百万円
	× 19% = 118百万円

[平成29年度]

漁業協同組合	1,689 - 1,535 = 154百万円
漁業協同組合連合会	772 - 701 = 71百万円
水産加工業協同組合	17 - 15 = 2百万円
信用漁業協同組合連合会	1,132 - 1,030 = 102百万円
合計	329百万円
	× 19% = 63百万円

(2) 適用見込み

- ① 対象者数：平成30年度～平成32年度は、平成27年度～平成29年度の平均減少数（10組合／1年度）を基に算出。
- ② 適用件数：平成30年度～平成32年度は、直近3カ年の平均値
- ③ 減収額：同上

[平成30年度]

$$(105 + 118 + 63) / 3 = 95 \text{ 百万円}$$

[平成31年度]

$$(118 + 63 + 95) / 3 = 92 \text{ 百万円}$$

[平成32年度]

$$(63 + 95 + 92) / 3 = 83 \text{ 百万円}$$

※ 平年度減税見込額（平成31年度（見込）及び平成32年度（見込）の平均）= 88百万円

別添2

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（③漁業協同組合等関係）
税目	法人住民税・法人事業税・法人特別税
根拠法	法法52、措法57の9、68の59 地法51、72の24の7、314の4

1 適用実績及び適用見込み

	25年度 実績	26年度 実績	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績	30年度 見込	31年度 見込	32年度 見込
適用の範囲 (法人)	2,163	2,138	2,120	2,112	2,101	2,091	2,081	2,071
適用件数 (法人)	664	606	607	608	581	599	596	592
減収額合計 (百万円)	37	35	50	57	29	45	44	39
1件あたり 減収額(百万円)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.05	0.1	0.1	0.1

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 対象者数：漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）の総数である。
- ② 適用件数：本特例措置を利用した組合数（実数）である。
- ③ 減収額：漁協、加工協及び漁連に対する調査による本特例措置を適用した繰入限度額及び当該年度に適用された法人税額から減税見込額を推計。

[平成25年度]

- 法人住民税
72百万円（国税の減税額）× 17.3% = 12百万円
 - 法人事業税
377百万円（特例措置による所得額の減額）× 3.6% = 14百万円
 - 法人特別税
14百万円（法人事業税の減税額）× 81% = 11百万円
- 合計 37百万円

[平成26年度]

- 法人住民税
66百万円（国税の減税額）× 17.3% = 11百万円
 - 法人事業税
348百万円（特例措置による所得額の減額）× 3.6% = 13百万円
 - 法人特別税
13百万円（法人事業税の減税額）× 81% = 11百万円
- 合計 35百万円

[平成27年度]

- 法人住民税
105百万円（国税の減税額）× 12.9% = 14百万円
 - 法人事業税
551百万円（特例措置による所得額の減額）× 4.6% = 25百万円
 - 法人特別税
25百万円（法人事業税の減税額）× 43.2% = 11百万円
- 合計 50百万円

[平成28年度]

- 法人住民税
118百万円（国税の減税額）× 12.9% = 15百万円
 - 法人事業税
622百万円（特例措置による所得額の減額）× 4.6% = 29百万円
 - 法人特別税
29百万円（法人事業税の減税額）× 43.2% = 13百万円
- 合計 57百万円

[平成29年度]

- 法人住民税
63百万円（国税の減税額）× 12.9% = 8百万円
 - 法人事業税
329百万円（特例措置による所得額の減額）× 4.6% = 15百万円
 - 法人特別税
15百万円（法人事業税の減税額）× 43.2% = 6百万円
- 合計 29百万円

(2) 適用見込み

- ① 対象者数：平成30年度～平成32年度は、平成27年度～平成29年度の平均減少数（年間10組合）を基に算出。
- ② 適用件数：平成30年度～平成32年度は、直近3ヶ年の平均値。
- ③ 減収額：同上

[平成30年度]

- 法人住民税
(14 + 15 + 8) / 3 = 12.33百万円
 - 法人事業税
(25 + 29 + 15) / 3 = 23.00百万円
 - 法人特別税
(11 + 13 + 6) / 3 = 10.00百万円
- 合計 45百万円

[平成31年度]

- 法人住民税
(15 + 8 + 12) / 3 = 11.67百万円
 - 法人事業税
(29 + 15 + 23) / 3 = 22.33百万円
 - 法人特別税
(13 + 6 + 10) / 3 = 9.67百万円
- 合計 44百万円

別添2

[平成32年度]

○法人住民税	(8 + 12 + 12) / 3 =	10.67百万円
○法人事業税	(15 + 23 + 22) / 3 =	20.00百万円
○法人特別税	(6 + 10 + 10) / 3 =	8.67百万円
	合計	39 百万円

※平年度減税見込額（平成31年度（見込）及び平成32年度（見込）の平均）
= 42百万円

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
【農林水産省の補足説明】	① 評価書に内容を追記する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（法人税）について、「平成30年度～平成32年度の各年度の減収額は、平成29年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村に記載された目標投資
-------------------------	---

額より、投資1件あたりの減収額を14.4万円と推計し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて算出した」と説明されているが、投資1件当たりの減収額の算定根拠（計算式及びその出典）が明らかにされていない。

【農林水産省の補足説明】

- ① 点検項目（4）過去の減収額の①の補足に記載のとおりここで法人住民税及び法人事業税の将来の減収額を記載する。
② 「投資1件当たりの減収額の算定根拠」は別紙1として添付。計算式を評価書に追記し、その出典についても評価書に追記する。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が創出されること）に対する過去の効果（平成28年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。
② 達成目標（租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が創出されること）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度までの雇用増加数）について、それぞれ「43人」、「52人」、「30人」と説明されているが、過去の効果（雇用増加数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
③ 平成28年度の評価書「9③効果・収減是認効果」欄に「平成29年度、平成30年度の投資については、各種支援策と組み合わせて実施されることが想定され、本税制のみの効果による雇用者数の増加とは言い切れない。そのため、本税制の適用を受けた事業者を対象に事後調査を行い、税制特例措置があった場合と無かった場合の雇用者数の差により、本税制措置の直接的な効果を把握する予定である」という記述があるが、把握された直接的な効果を明らかにさせたい。

【農林水産省の補足説明】

- ① 評価書に年度毎に追記。
②・③ 本税制の適用を受けた事業者がいる市町村に事後調査を行い、本措置の適用を受けた場合と受けなかった場合の新規雇用者数を聞き取ったところ、平成29年度は、本措置の提言を受けたことによる新規雇用者数は、1名、仮に適用を受けなかった場合の新規雇用者数は0名であった。
また、平成30年度はまだ実績が把握できないことから、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数を基にした推計値を評価書に記載する。

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が創出されること）に対する将来の効果（平成31年度及び32年度）が年度ごとに予測されていない。
② 達成目標（租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が

<p>創出されること)に対する将来の直接的な効果(平成30年度から32年度までの雇用増加数)について、それぞれ「28人」、「55人」、「43人」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにはされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 「将来の効果」に「本税制の活用を予定して新規投資を行い、新規雇用を行ったものの赤字計上となったため課税対象とならず本税制を活用出来なかった事例」が含まれているかどうかは想定できないことから削除する。</p> <p>② 本措置における直接的な効果としての雇用者数を把握するのは困難であるが、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数を基にした推計は、平成31年度が55人、平成32年度が43人であり、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数が増加し、産業振興施策促進事項の策定見込み数全てが本措置の適用を受けると見込んでいることから、目標は達成されると考えられる。</p> <p>なお、平成31年度、平成32年度の投資については、各種施策と組み合わせて実施されることが想定され、本税制のみによる雇用者の増加とは言い切れない。そのため、本税制の適用を受けた事業者を対象に事後調査を行い、税制特例措置を受けた場合と無かった場合の雇用者の差により本税制特例措置の直接的な効果を把握する予定である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

(注)【農林水産省の補足説明】欄には、農林水産省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却																		
2	① 政策評価の対象税目	(国税18)法人税:義 法人住民税、法人事業税:義(自動運動)																		
	② 上記以外の税目	(国税18)所得税:外																		
3	要望区分等の別	【新設・拡充(延長)】 【単独(主管)共管】																		
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づく振興山村において、市町村が山村振興計画に産業振興を促進する上で必要な事項(産業振興施策促進事項)を関係大臣(農林水産・総務・国土交通)の同意を得て記載した場合、当該計画で定める区域(かつ振興山村地域内)において、個人又は法人(中小企業者:資本金1億円以下)が、機械・装置、建物等・構築物を取得して対象事業(地域資源を活用する製造業・農林水産物等販売業)の用に供したときは、5年間の割増償却(償却限度額:機械・装置:普通償却限度額の24%、建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の36%)ができる。</p> <p>【対象事業種・取得価格要件】</p> <p>○地域資源を活用する製造業</p> <table border="1"> <tr> <td>個人及び資本金5,000万円以下の法人</td> <td>資本金5,000万円超の法人</td> </tr> <tr> <td>取得価格500万円以上</td> <td>取得価格1,000万円以上</td> </tr> </table> <p>○農林水産物等販売業</p> <table border="1"> <tr> <td>個人及び法人</td> </tr> <tr> <td>取得価格500万円以上</td> </tr> </table> <p>《要望の内容》</p> <p>本税制特例措置は、4年前の改組により地域資源を活用した内発的な産業の育成を目指し農林水産物等販売業を対象に加えるとともに、これらの事業者は、地場の中小企業が主であり、設備投資額も小さいことから最低取得価格を引き下げて、さらに5年間の割増償却としたところ。</p> <p>税制特例を受ける前提条件となる産業振興施策促進事項の作成数は、27年度1件、28年度4件、29年度8件と増加傾向にあることから、今後の適用件数の増加が見込まれるため、2年間の延長を要望するもの。</p> <p>※法改正前後の税制特例の主な変更点は以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法改正前</th> <th>法改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 対象事業種</td> <td>・製造業 ・旅館業</td> <td>・地域資源を活用する製造業 ・農林水産物販売業</td> </tr> <tr> <td>② 取得価格</td> <td>2,000万円超</td> <td>500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以下(資本金5,000万円超)</td> </tr> <tr> <td>③ 租税措置内容</td> <td>特別償却</td> <td>割増償却</td> </tr> </tbody> </table>	個人及び資本金5,000万円以下の法人	資本金5,000万円超の法人	取得価格500万円以上	取得価格1,000万円以上	個人及び法人	取得価格500万円以上		法改正前	法改正後	① 対象事業種	・製造業 ・旅館業	・地域資源を活用する製造業 ・農林水産物販売業	② 取得価格	2,000万円超	500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以下(資本金5,000万円超)	③ 租税措置内容	特別償却	割増償却
個人及び資本金5,000万円以下の法人	資本金5,000万円超の法人																			
取得価格500万円以上	取得価格1,000万円以上																			
個人及び法人																				
取得価格500万円以上																				
	法改正前	法改正後																		
① 対象事業種	・製造業 ・旅館業	・地域資源を活用する製造業 ・農林水産物販売業																		
② 取得価格	2,000万円超	500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以下(資本金5,000万円超)																		
③ 租税措置内容	特別償却	割増償却																		

		《関係条項》 租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27
5	担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年4月～平成33年3月
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度 創設 平成23年度 適用期限の2年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成25年度 適用期限の2年延長 平成27年度 特別償却から割増償却へ改組 適用期限を2年延長し、対象事業種を製造業及び旅館業から地域資源を活用する製造業及び農林水産物等販売業に見直し 平成29年度 適用期限の2年延長
8	適用又は延長期間	平成31年4月～平成33年3月(2ヶ年)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)第3条第3号(略)地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する。</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年12月3日法律第67号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成29年12月8日改訂) II 基本的考え方 森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。 III 政策の展開方向 7. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p>

		<p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘する(略)。</p> <p>また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)</p> <p>第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(2)多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p> <p>農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進する。こうした取組を通じて、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。</p> <p>① 地域の農産物等を活かした新たな価値の創出</p> <p>地域の農業者が、自ら生産した農産物をそのまま出荷するだけでなく、その副産物も含め、消費者や実需者のニーズに対応して、加工、直売等を行い高付加価値化を図るほか、地域の特性に応じて、観光農園、農家レストランや農家民宿等の多様な取組と融合した事業展開を図るなど、地域資源を最大限活用し、農業を起点として新たな価値を創出する6次産業化を推進する。</p> <p>こうした取組を進めるに当たっては、農業者が主体となった取組に加え、多様な関係者と連携しながら行う地域ぐるみの取組を促進することにより、その相乗効果を地域全体に波及させ、地域の活性化を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>④ 農村への農業関連産業の導入等による雇用と所得の創出</p> <p>食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じた、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る。また、関係府省の連携の下、農村への農業関連産業の誘致等による就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方について検討する。</p> <p>農産物等の地域資源の活用などにより、ビジネスとしての事業活動と地域の課題解決に一体的に取り組む、いわゆる「社会的企業」(ソーシャル・ビジネス)など、農業・農村の活性化に貢献する新たな取組を進めるための環境整備を推進する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>[中目標]</p> <p>農村の振興</p> <p>[政策分野]</p> <p>地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>租税特別措置の対象事業種を規定する産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村が、平成31年度中に31市町村、32年度中に24市町村となっていることから、1市町村当たり平均1.8名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で98名程度雇用が創出されることを目標とする。</p> <p>(前回要望時:平成29年度中に12市町村、30年度中に16市町村となっていることから1市町村当たり平均2.5名の新規雇用者が生じると想定し、2年間で70名程度雇用が創出されることを目標とした。)</p> <p>(目標とする新規雇用者数の算定根拠)</p> <p>① 平成30年3月までに産業振興施策促進事項を策定した13市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は88人、投資件数は47件である。</p> <p>② 振興山村での投資1件当たりの新規雇用数は、下式より1.8人/件となる。</p> <p>(式) 88(新規雇用数計:人) ÷ 47(投資数:件) = 1.8人/件</p> <p>③ 平成30年度に農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」(以下、設備投資実績等調査という。)によると、産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村数は、平成31年度は31市町村、平成32年度は24市町村であり、それぞれ最低1件の投資があると想定(1市町村=1件)した場合、新規雇用数は、平成31年度は55人(1.8人/件×31市町村)、平成32年度は43人(1.8人/件×24市町村)の増加が見込まれ、2年間で98人の新規雇用が創出されると推計される。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>(測定指標):振興山村市町村における本特別措置を起因とした個人、中小企業者の新規雇用者数</p> <p>(達成目標実施による寄与)</p> <p>① 経済波及効果の発現</p> <p>地域資源を活用した産業への投資が促進されることにより、税制特例措置の対象となる個人、中小企業者において新たな雇用が創出されるほか、原料を供給する地域内の農家等の販売機会の増加をもたらす、販売単価の上昇等の効果が期待される。</p> <p>(販売単価の上昇の例としては、平成27年度に鳥取県八頭町の農家レストランにおいて規格外の農作物を地元の農家から購入し、新たな農家の収入源となっている例、平成29年度に熊本県八代市の米の乾燥調整設備等の導入により米のブランド化に取り組むことで今後、農家レストランや直売所を設置し、地元の米や野菜の販売マージンが省かれ販売単価を上昇させるといった例がある。)</p> <p>② 定住人口の増加</p> <p>振興山村地域内に新たな雇用が生み出されることにより、人口の流</p>
--	--------------------------	---

			<p>出を防ぐとともに、就職に伴い都市部から移住者の増加が期待される。</p> <p>③ 地域コミュニティの活性化 地域資源を活用した経済活動が成り立ち、自立した地域経済が実現することで、地域を再評価する機運が醸成され、地域コミュニティの活性化に寄与するものと考えられる。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>平成 27 年 3 月に山村振興法が改正され、税制特例措置の内容が変更されたことから、平成 27 年度（実績）から本税制特例措置の延長要望期限である平成 32 年度（見込）までの適用数を下表に記載した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27 年度 (実績)</th> <th>H28 年度 (実績)</th> <th>H29 年度 (実績)</th> <th>H30 年度 (見込)</th> <th>H31 年度 (見込)</th> <th>H32 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数 (件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>32</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（設備投資実績等調査より推計）</p> <p>【平成 27～29 年度】(実績) H27～28 年度は租特法の適用実態報告書のデータ(法人税のみ)を記載。 H29 年度に産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村への聞き取りによる。(熊本県八代市において米のブランド化による乾燥・精米機等の設備投資が行われ、本税制特例措置を活用)</p> <p>【平成 30 年度】(見込) 平成 29 年度までに産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村、当該が実施した調査等で平成 30 年度中に産業振興施策促進事項を策定予定とした 16 市町村を合わせた 29 市町村において、少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、そのうち約 54% (7/13) の 15 件の投資が税制特例措置の適用を受けると想定した。 ※適用件数は平成 30～32 年度に産業振興施策促進事項を策定する市町村において、少なくとも 1 件の投資があるとし、そのうち、平成 27～29 年度に産業振興施策促進事項を策定した 13 件のなかで、平成 30 年度までに設備投資を実施若しくは予定している事業者が 7 件あることから、平成 30 年度以降は、累計策定市町村のうち、約 54% (7/13) の事業者が税制特例措置を利用すると仮定した。さらに、割増償却を 5 年間適用するものとして、下表のとおり適用件数を整理した。</p> <p>【平成 31～32 年度】(見込) 当該で実施した設備投資実績等調査において、産業振興施策促進事項を作成予定とした 31 市町村(31 年度)、24 市町村(32 年度)に加えて、29 年度までに産業振興施策促進事項を策定した 13 市町村と平成 30 年度に産業振興施策促進事項を策定見込みとしている 16 市町村を合わせた 60 市町村(31 年度)、83 市町村(32 年度)において少なくとも 1 件の投資が行われると見込み、そのうち 54% (7/13) が適用を受けると想定した。</p>		H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)	適用数 (件)	—	—	1	15	32	44
	H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)											
適用数 (件)	—	—	1	15	32	44											

各年度の租税特別措置の適用予定数と投資数 (件数)						
適用年度 投資年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
H27 年度	1	1	1	1	1	—
H28 年度	—	4	4	4	4	4
H29 年度	—	—	8	8	8	8
H30 年度	—	—	—	16	16	16
H31 年度	—	—	—	—	31	31
H32 年度	—	—	—	—	—	24
(投資件数)	1	5	13	29	60	83
(適用件数)	(実績)	(実績)	(実績)			
54%:7/13	0	0	1	15	32	44

なお、振興山村は経済規模が小さいため、適用数は大きな数字ではないが、投資者を限定するものではないことから、特定の者のみが適用者となる偏りはないものと考えられる。

また、平成 27～29 年度の適用数が「1」に留まった要因は以下のことが考えられる。法改正当初の平成 27～28 年度は、産業振興施策促進事項の策定にあたっては、その指針となる都道府県における山村振興基本方針の改定、その後、同基本方針の内容に沿って、新たな山村振興計画の策定作業が必要であったが、その策定に時間を費やしたことから税制特例措置適用の要件となる産業振興施策促進事項の策定が 5 市町村に留まったことが影響していると考えられる。平成 29 年度については、山村振興基本方針、山村振興計画及び産業振興施策促進事項それぞれの策定数も増加しているが、平成 29 年度の産業振興施策促進事項の策定を行った 8 市町村のうち 5 市町村は平成 29 年度末の策定であったことが少なからず影響しているものと考えられる。

このことから平成 30 年度以降は、適用数も増加すると予測している。

なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 196 回国会提出)」には、現行の税制となった平成 29 年度以降の記載がないことから、数値の引用はしていない。

② 適用額 (単位:百万円)						
	H27 年度 (実績)	H28 年度 (実績)	H29 年度 (実績)	H30 年度 (見込)	H31 年度 (見込)	H32 年度 (見込)
適用額	—	—	0.4	9.3	19.8	27.3

（農林水産省 地域振興課調べ）

【平成 27～28 年度】(実績)
H27～28 年度は租特法の適用実態報告書のデータ(法人税のみ)を記載。
【平成 29 年度】(実績)
平成 29 年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りによる。(熊本県八代市から聞き取り調査を行い前掲の適用数と同様に把握した。)

	<p>・1,868.4万円(投資額)÷10年(耐用年数)×24%(割増償却率)=44.8万円 取得した機械装置の種別:米の乾燥調整設備一式 耐用年数10年:減価償却資産の耐用年数に関する省令別表より</p> <p>【平成30～32年度】(見込) 平成30年度～平成32年度の各年度の適用額は、平成29年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村に記載された目標投資額(法人と個人の区別していない)より、投資1件あたりの適用額を62万円※と推計し、前掲の適用数を乗じて、以下のとおり算出した。 ※ 投資1件あたりの適用額の算定根拠は、別紙1を参照</p> <p>平成30年度 15件 × 62万円/件 = 930万円 平成31年度 32件 × 62万円/件 = 1,984万円 平成32年度 44件 × 62万円/件 = 2,728万円</p>														
<p>③ 減収額</p>	<p>【法人税】 平成30～32年度の各年度の減収額は、産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村より、1投資当たりの減収額14.4万円※を推定し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて算出した。 ※ 1投資当たりの減収額の算定根拠は、別紙1を参照。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="448 758 996 861"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度 (実績)</th> <th>H28年度 (実績)</th> <th>H29年度 (実績)</th> <th>H30年度 (見込)</th> <th>H31年度 (見込)</th> <th>H32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省地域振興課調べ)</p> <p>【平成27～28年度】(実績) H27～28年度は租特法の適用実態報告書のデータ(法人税のみ)を記載。</p> <p>【平成29年度】(実績) 平成29年度に産業振興施策促進事項を策定した市町村及び事業者への聞き取りによる。(熊本県八代市から聞き取り調査を行い前掲の適用額、適用数と同様に把握した。)</p> <p>・1,868.4万円(投資額)÷10年(耐用年数)×24%(割増償却率) ×23.2%(法人税率)=10.5万円</p> <p>【平成30～32年度】(見込) 平成30年度～平成32年度の各年度の減収額は、平成29年度までに産業振興施策促進事項を策定済みの13市町村に記載された目標投資額より、投資1件あたりの減収額を14.4万円※と推計し、各年度の税制特例措置の適用件数を乗じて、以下のとおり算出した。 ※ 投資1件あたりの減収額の算定根拠は、別紙1を参照 (対象物あたりの投資額/法定耐用年数×割増償却率×法人税率=14.4万円) 平成30年度 15件 × 14.4万円/件 = 216万円 平成31年度 32件 × 14.4万円/件 = 461万円</p>		H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)	減収額	—	—	0.1	2	5	6
	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)									
減収額	—	—	0.1	2	5	6									

	<p>平成32年度 44件 × 14.4万円/件 = 634万円 【法人住民税、法人事業税】</p> <table border="1" data-bbox="1512 223 2083 470"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th colspan="3">地方税の影響額(千円)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">法人住民税</th> <th colspan="2">法人事業税</th> </tr> <tr> <th>事業税</th> <th>地方法人特別税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>279</td> <td>58</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>595</td> <td>124</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>818</td> <td>171</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入。</p> <p>○実績の計上根拠について 平成27年度～28年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成29年第193回国会提出及び平成30年第196回国会提出)による。平成29年度以降については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。</p> <p>○推計値の算出方法 【法人住民税】=減収額×住民税率12.9%(都道府県税+市町村民税)) 【法人事業税】 ○事業税=減収額×法人事業税率(2.7%) ○地方法人特別税=事業税×地方法人特別税の税率(43.2%) ・平成29年度(1件) 【法人住民税】105(千円)×0.129=14(千円) 【法人事業税】 投資額:1,868(千円) ○法人事業税:105×0.027=3 ○法人地方特別税=3×0.432=1 ・平成30年度(15件) 【法人住民税】2,160(千円)×0.129=279(千円) 【法人事業税】 ○法人事業税:2,160(千円)×0.027=58(千円) ○法人地方特別税=58(千円)×0.432=25(千円) ・平成31年度(32件) 【法人住民税】4,610(千円)×0.129=595(千円) 【法人事業税】 ○法人事業税:4,610(千円)×0.027=124(千円) ○法人地方特別税=124(千円)×0.432=54(千円) ・平成32年度(44件) 【法人住民税】6,340(千円)×0.129=818(千円) 【法人事業税】 ○法人事業税:6,340(千円)×0.027=171(千円) ○法人地方特別税=171(千円)×0.432=74(千円)</p>	年度	地方税の影響額(千円)			法人住民税	法人事業税		事業税	地方法人特別税	平成27年度	0	0	0	平成28年度	0	0	0	平成29年度	14	3	1	平成30年度	279	58	25	平成31年度	595	124	54	平成32年度	818	171	74
年度	地方税の影響額(千円)																																	
	法人住民税		法人事業税																															
		事業税	地方法人特別税																															
平成27年度	0	0	0																															
平成28年度	0	0	0																															
平成29年度	14	3	1																															
平成30年度	279	58	25																															
平成31年度	595	124	54																															
平成32年度	818	171	74																															

④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 [達成目標の実現状況](分析対象期間:平成27年度～平成32年度) (単位:人)						
	区分	27 (実績)	28 (実績)	29 (実績)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)
	雇用増加数	43	52	30	28	55	43

(農林水産省 地域振興課調べ)

※本税制の活用を予定して新規投資を行い新規雇用を行ったものの赤字計上となったため課税対象とならず本税制を活用出来なかった事例を含む。

平成29年度に熊本県八代市の米の乾燥調整設備等の導入により米のブランド化に取り組み、税制を活用することで初期投資が軽減され、新規雇用者を1名雇用。
そのほか、産業振興施策促進事項を策定した市町村への聞き取り調査により平成27年度に鳥取県八頭町の農家レストランで43人、平成28年度に52人、平成29年度に30人新規雇用者数を確認したところ。
平成30年度の新規雇用者数(見込)は、1投資当たりの新規雇用者(雇用増加者)数が、前掲の「8 必要性等」の「③ 達成目標及びその実現による寄与」に示した1.8人/件であることから、前掲の「9 有効性等」の「①適用数等」に整理した表「各年度の租税特別措置の適用件数と投資件数」の平成30年度の投資件数16件に乗じて、28人(16件×1.8人/件)とした。
前回評価時の平成29年度、平成30年度の目標(各年度の新規雇用者数30名・40名)については、平成29年度は目標を達成し、平成30年度は岡山県西粟倉村では、家具製造工場での設備投資による新規雇用者数の増加等が見込まれるため目標を達成できる見込みであり、本租税特別措置による効果が発現するものと考えられる。
(前回(28年度)要望時における税制特例措置の直接的効果の比較)
平成29年度における税制特例措置があった場合の雇用者数は、1名(熊本県八代市)、無かった場合の雇用者数は0名であった。(市町村への聞き取り調査による。)平成30年度については、28名の直接的効果を見込んでいるところ。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
○雇用効果の状況
(目標とする新規雇用者数の算定根拠)
① 平成30年3月までに産業振興施策促進事項を策定した13市町村において、産業振興施策促進事項に記載した目標とする新規雇用数は88人、投資件数は47件である。
② 振興山村での投資1件当たりの新規雇用数は、下式より1.8人/件となる。
(式) 88(新規雇用数計:人) ÷ 47(投資数:件) = 1.8人/件
③ 平成30年度に農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課で実施した「振興山村における設備投資実績等に関する調査」(以下、設備投資実績等調査という。)によると、産業振興施策促進事項を取りまとめ予定の市町村数は、平成31年度は31市町村、平成32年度は24市町村であり、それぞれ最低1件の投資があると想定(1市町村=1件)した場合、新規雇用数は、平成31年度は55人(1.8人/件×31市町村)、平成32年度は43

	人(1.8人/件×24市町村)の増加が見込まれ、2年間では98人の新規雇用が創出されると推計。 振興山村における民間事業者等の設備投資による税制特例措置の適用を受けた新規雇用者数(推計)は、平成31年度が55人、平成32年度が43人であり、本税制特例措置の要件となる産業振興施策促進事項の策定数が増加し、税制の適用数も同様に見込んでいることから、目標は達成されると考えられる。 平成31年度:55人 平成32年度:43人 (根拠) 平成31年度:1.8人/件 × 31市町村 = 55人 平成32年度:1.8人/件 × 24市町村 = 43人 なお、平成31年度、平成32年度の投資については、各種施策と組み合わせで実施されることが想定され、本税制のみによる雇用者の増加とは言い切れない。そのため、本税制の適用を受けた事業者を対象に事後調査を行い、税制特例措置を受けた場合と無かった場合の雇用者の差により本税制特例措置の直接的な効果を把握する予定である。 [租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響](分析対象期間:平成27年4月～平成33年3月) 近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14歳)が同年比で約4割に減少(99万人→43万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。 また、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体は、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。 以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域において、地域内に立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。 振興山村市町村の中でも、より厳しい状況にある市町村においては、職員数が少なく一人の職員が多様な業務を抱える状況にあり、山村振興計画の更新が遅れる原因ともなっている。こうした事情から、支援を必要とする地域ほど、税制措置を活用するための山村振興計画の更新等に時間を要しており、本税制措置が延長されなかった場合、これらの地域に支援策が行き渡らなくなり、人口減少や高齢化を加速させてしまう可能性が高い。 こうした事態を回避するためにも、本税制の特別措置を2年間延長することが、必要である。
--	--

		<p>本税制措置は、人口減少が進む振興山村地域を対象とするため、適用数が大きな数字とはならないものの必要不可欠であり、今回の特例措置を延長し、地域内の個人、中小企業者の設備投資等を促し、地域コミュニティの活性化を図ることが重要である。</p>																									
⑤ 税収減を是認する理由等	(分析対象期間:平成27年度～平成32年度)	<p>本税制特例措置は、振興山村における個人、中小企業者に設備投資のインセンティブを与えるものであり、設備投資に伴う経済波及効果が期待される。本税制特例措置に係る経済波及効果は、下表のとおりであり、いずれの年度においても経済波及効果が、減収額に国債の最低金利保証(0.05%)を乗じた額を上回っており、本特例措置を是認する経済効果があると考えられる。</p> <p>○設備投資に係る減収額及び経済波及効果 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27～29年度 (実績)</th> <th>H30年度 (見込)</th> <th>H31年度 (見込)</th> <th>H32年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>18.6</td> <td>524</td> <td>1,014</td> <td>785</td> </tr> <tr> <td>寄与率</td> <td>4.3%</td> <td>4.3%</td> <td>4.3%</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>減収額 × 0.05% (減収額)</td> <td>0.005 (0.1)</td> <td>0.1 (2)</td> <td>0.2 (4)</td> <td>0.3 (6)</td> </tr> <tr> <td>本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のみ の経済波及効果とした。)</td> <td>1.2</td> <td>37.8</td> <td>73.3</td> <td>56.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額、投資額の算定根拠は別紙2参照 ※経済波及効果は、「平成23年農林漁業及び関連産業を中心とした産業関連表」を使用し、投資実態を勘案して部門を選定して算出した。(別紙3参照)。 ※表中の「本税制措置の経済波及効果」は、本税制措置の効果に限定するため、投資額の経済波及効果を算定した上で、寄与率を乗じて求めた値とした。 ※寄与率は、投資額に占める5ヶ年の租税特別措置による減税合計額として、平成29年度に投資を行い本税制措置の適用としている事業者から次式のとおり把握した (式) (50万円 + 0万円 + 30万円) ÷ 1,868.4万円 = 4.3% (国税減税額) (県税減税額) (町税減税額) (投資額) (寄与率)</p> <p>※本税制特例措置による減収額は、「割増償却」によるものであることから、国が失う損失は、「機会費用」と考えられるため、経済波及効果との比較は、減収額に国債の最低金利保証利率(0.05%)を乗じた額とした。</p> <p>(補足) 平成29年度の投資額は、平成29年度に産業振興施策促進事項を策定した熊本県八代市への聞き取りによる。(1,864万円)</p>		H27～29年度 (実績)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)	投資額	18.6	524	1,014	785	寄与率	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	減収額 × 0.05% (減収額)	0.005 (0.1)	0.1 (2)	0.2 (4)	0.3 (6)	本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のみ の経済波及効果とした。)	1.2	37.8	73.3	56.7
	H27～29年度 (実績)	H30年度 (見込)	H31年度 (見込)	H32年度 (見込)																							
投資額	18.6	524	1,014	785																							
寄与率	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%																							
減収額 × 0.05% (減収額)	0.005 (0.1)	0.1 (2)	0.2 (4)	0.3 (6)																							
本税制措置の経済波及効果 (投資額に寄与率を乗じて税制に係る額のみ の経済波及効果とした。)	1.2	37.8	73.3	56.7																							

			<p>平成30～32年度の投資額は、当課で実施した設備投資実績等調査で産業振興施策促進事項を取りまとめ予定とした市町村数に1投資当たりの投資額を乗じて算定した。</p> <p>平成30年度 16件 × 3,272万円 = 52,352万円 平成31年度 31件 × 3,272万円 = 101,432万円 平成32年度 24件 × 3,272万円 = 78,528万円</p>
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、振興山村地域で幅広く利用されている資源を活用する事業(地域資源を活用した製造業、農林水産物等販売業)を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる意欲のある法人又は個人に限定して適用されるものであり、不特定多数への無秩序な支援ではない。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、 ① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと ② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど心理面での負担感が強いこと</p> <p>以上の理由から、本特例の方が国・事業者の双方にとって負担の少ない適切な措置である。</p> <p>本税制特例措置が延長されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者へのインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となる場合も生じると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、特例措置の延長により、地域内で事業を行う者による経済活動を促すことが必要である。</p>	
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成27年度から実施している「山村活性化支援交付金」は、 ① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成 ② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に 取り組み を行う市町村を支援するもの。</p> <p>一方、本税制特例措置は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このように、両者は、山村活性化支援交付金により組織作りや人材育成等といった地域振興の基礎的要件の確立を支援し、その中から実際に農林水産物等の販売を行う動きが生じた際の設備投資を本税制特例で支援するといった補完関係にある。</p>	

【別紙 1】

		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月 (H28 農水 09)

産業振興施策促進事項に記載された投資額より推計した減収額一覧

対象地域	対象事業	対象物	対象物当たりの投資額	投資当たりの投資額	法定耐用年数	新増償却率	普通償却額 ①	新増償却額 ②	法人税率	1対象物当たり 減収額	1投資当たり 減収額
鳥取県八頭町	農家レストラン	機械	19,000万円	67,000万円	10年	24.0%	1,800万円	456万円	23.2%	106	204
		建物	48,000万円		41年	36.0%	1,171万円	421万円	23.2%	98	
鳥取県八頭町	竹製品製造	機械	8,000万円	8,000万円	10年	24.0%	800万円	192万円	23.2%	45	45
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	
		地球資源を活用した製造業	500万円		8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
愛知県豊田市	地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
		地球資源を活用した製造業	500万円		8年	24.0%	63万円	15万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
愛知県岡崎市	農林水産物等販	機械	500万円	500万円	17年	24.0%	29万円	7万円	23.2%	2	2
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
		地球資源を活用した製造業	500万円		10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
熊本県小国町	農林水産物等販	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
		地球資源を活用した製造業	3,000万円		10年	24.0%	300万円	72万円	23.2%	17	17
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
熊本県阿蘇市	地球資源を活用した製造業	機械	5,000万円	5,000万円	10年	24.0%	900万円	120万円	23.2%	28	28
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	3,000万円	3,000万円	8年	24.0%	375万円	90万円	23.2%	21	21
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	農林水産物等販	機械	0万円	3,000万円	10年	24.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
		建物	3,000万円		20年	36.0%	150万円	54万円	23.2%	13	13
	農林水産物等販	機械	0万円	11,000万円	10年	24.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
		建物	11,000万円		22年	36.0%	500万円	180万円	23.2%	42	42
	地球資源を活用した製造業	機械	5,000万円	5,000万円	10年	24.0%	500万円	120万円	23.2%	28	28
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
	地球資源を活用した製造業	機械	4,800万円	4,800万円	10年	24.0%	480万円	115万円	23.2%	27	27
		建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0
農林水産物等販	機械	1,200万円	1,200万円	10年	24.0%	120万円	29万円	23.2%	7	7	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
農林水産物等販	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1	1	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
農林水産物等販	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1	1	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
農林水産物等販	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1	1	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
農林水産物等販	機械	600万円	600万円	10年	24.0%	60万円	15万円	23.2%	1	1	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
農林水産物等販	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	9年	24.0%	222万円	55万円	23.2%	12	12	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	8年	24.0%	250万円	60万円	23.2%	14	14	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	1,000万円	1,000万円	9年	24.0%	111万円	27万円	23.2%	6	6	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	800万円	800万円	8年	24.0%	100万円	24万円	23.2%	6	6	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	500万円	500万円	10年	24.0%	50万円	12万円	23.2%	3	3	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
地球資源を活用した製造業	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
農林水産物等販	機械	2,000万円	2,000万円	10年	24.0%	200万円	48万円	23.2%	11	11	
	建物	0万円		41年	36.0%	0万円	0万円	23.2%	0	0	
件の投資平均		機械	1,889万円	3,272万円			119万円	31万円		7万円	14.4万円
		建物	1,383万円								

【別紙2】

■投資額の算定根拠

	(投資1件あたりの投資額)		(投資数)	=	(投資額)
H30年度	3,272 万円	×	16 件	=	52,352 万円
H31年度	3,272 万円	×	31 件	=	101,432 万円
H32年度	3,272 万円	×	24 件	=	78,528 万円

■適用額の算定根拠

	(投資1件あたりの適用額)		(適用数)	=	(適用額)
H30年度	62 万円	×	15 件	=	930 万円
H31年度	62 万円	×	32 件	=	1,984 万円
H32年度	62 万円	×	44 件	=	2,728 万円

■減収額の算定根拠

	(投資1件あたりの減収額)		(適用数)	=	(減収額)
H30年度	14.4 万円	×	15 件	=	216 万円
H31年度	14.4 万円	×	32 件	=	461 万円
H32年度	14.4 万円	×	44 件	=	634 万円

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

(別紙3)

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
21年度			
22年度			
23年度			
24年度			
25年度			
26年度			
27年度	生活関連産業用機械 (0)	建築・建設補修 (0)	
28年度	生活関連産業用機械 (0)	建築・建設補修 (0)	
29年度	生活関連産業用機械 (18.7)	建築・建設補修 (0)	
30年度	生活関連産業用機械 (302.2)	建築・建設補修 (221.3)	
31年度	生活関連産業用機械 (585.6)	建築・建設補修 (428.7)	
32年度	生活関連産業用機械 (453.4)	建築・建設補修 (331.9)	